

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。地域振興部総合窓口課長、山下課長が通院のため欠席となります。

3月6日の継続会で、全議員で構成する当予算特別委員会が設置され、休憩中の委員会での正副委員長互選により、私、岩佐が委員長に、そして、小林たかや副委員長、西岡めぐみ副委員長、林則行副委員長がそれぞれ選任されました。委員及び理事者の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員及び理事者の皆様には、連日の議会日程にご協力を賜り、感謝申し上げます。今定例会で区長から提出されました予算関連議案は、令和6年度補正予算関連議案3件、令和7年度各会計予算案4件の計7件であります。これらの予算関連議案につきましては、去る3月6日の継続会で全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を進めていくことになりました。限られた時間の中で、岩佐委員長、小林副委員長、西岡副委員長、林副委員長の下で、活発かつ慎重なご議論を頂きますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○岩佐委員長 はい。次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきまして、予算特別委員会が設置され、委員長に岩佐りょう子議員、副委員長に小林たかや議員、西岡めぐみ議員、林則行議員が選出されました。重責を担う本委員会での活躍を期待申し上げますとともに、予算審議につきましては、よろしくお願い申し上げます。

さて、去る3月6日、予算特別委員会に付託されました議案第1号、令和6年度一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件の報告及び承認について、議案第2号及び第3号の令和6年度一般会計及び介護保険会計補正予算、議案第4号から第7号の令和7年度各会計予算、以上、7議案につきましては、何とぞ、ご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ここで、本日の審査の進め方について、お諮りいたします。

当委員会に付託されました議案は、令和6年度補正予算関連議案3件、令和7年度各会計当初予算案4件の計7件です。お手元に予算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。本日、この後、まず、令和6年度補正予算関連議案3件を審査し、採決まで行います。令和6年度補正予算関連議案の採決を終了した後、令和7年度当初予算案の審査に入りたいと思います。令和7年度当初予算案については、まず、その概要を説明していただいて、本日の質疑については、基本的な部分についてのみ行いたいと思います。また、三つの分科会を設置させていただき、令和7年度当初予算案については、各分科会に詳細な調査をお願いしたいと思います。

なお、委員長は、いずれの分科会にも所属しないものといたします。

分科会報告書は、3月18日火曜日午前中までに、私、委員長へ提出していただき、委員の皆様には、委員長が確認後、直ちに報告書の写しと分科会の会議録をお配りいたします。

総括質疑項目の各会派から委員長への提出期限につきましては、3月18日火曜日午後4時、18日火曜日午後4時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。その後、3月21日金曜日から総括質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

次に、予算審査日程、調査方法、出席理事者について、また、分科会の設置及び分科会報告書の様式については、いずれもお配りしております案のとおり、ご提案させていただきます。お目通しいただきまして、このように決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

さらに、委員会開会中は適宜休憩を取りますけれども、休憩時以外においても、委員会進行の妨げにならない範囲で、トイレ等による退席を認めることとしたいと思いますので、よろしくお願いします。水分補給についても同じですので、議員だけでなく、委員だけでなく、理事者の皆様も、委員会進行の妨げにならない範囲で、どうぞ、席をお立ちください。

それでは、本日の日程に入りたいと思います。

議案第1号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件の報告及び承認についての審査に入ります。

審査の進め方ですが、執行機関から説明を受け、全ての質疑が終了した後、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、議案第1号について、執行機関から説明をお願いいたします。

○中根財政課長 それでは、資料1をご覧ください。補正予算第3号の概要でございます。

補正予算第3号につきましては、ここにございますとおり、4億7,500万円の歳入歳出を補正したところでございます。その結果、補正後の予算額につきましては、705億円余となっております。この補正予算第3号につきましては、令和6年10月からふるさと納税制度による寄附の受付を開始したところですが、12月末現在の寄附受領額が当初想定を大幅に上回った結果、返礼品等に必要な予算額の予算の増額の必要性が生じたところですが、議会を招集する時間的に余裕がないことが明らかであったため、この補正予算について、専決処分により決定したところでございます。決定日は1月10日でございます——決定日は1月10日でございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

この件について、質疑、何かございますか。

○林副委員長 改めて確認しますけれども、当初予算の算定の積算根拠とこの専決になっ

た積算根拠、それぞれ金額、件数、説明してください。

○佐藤総務課長 当初、ふるさと納税制度につきましては、あまり規模を大きくせず、取りあえず始めるということを念頭に予算が組まれているというふうに考えておりまして、5,000万の歳出の予算、経費を積んでおりました。ただ、実際に始めてみますと、大変好評を得まして、10月からの寄附の実績で申し上げますと、当初、2,400万ということでしたが、11月には7,166万ということで、当初の予定の寄附額を超えてきてまして、最終的に、12月末の段階で、9億2,588万円ということになりました。

想定を上回る好評を頂きましたので、それに合わせて、本来でしたら、事前に議会にご議決賜るところでしたけれども、中間事業者に対して、支払い側の毎月もう決まった時期に生じる関係で、12月末に一気に寄附が増えたということで、その支払いを1月に行うための経費が不足したということで、今回、このような対応になりました次第でございます。

○林副委員長 もう一度聞きますけれども、最初に、当初のときにした積算の根拠を聞いたんです。

○中根財政課長 当初予算につきましては、ふるさと納税制度の初年度でありまして、明確にどのぐらいの寄附が見込めるかというのが見込みがございましたので、当初、ほかの団体を参考に、当初予算としては、歳入で5,000万円、歳出で2,500万円を想定として、特に何件で幾らという形ではなくて、金額として計上したところでございます。

○林副委員長 よその23区でも様々やられていて、12月にふるさと納税したほうがいいですよというのが、民間事業者ももうかりますよというのがネットでもたくさん、まだ間に合います、ふるさと納税とか来るというのは、実例はあったと思うんですけども、それに、正確にこれはもうショートするという段階になったのは、12月になってみなくちゃ分からないような積算だったんですか、当初の。

○中根財政課長 この当初予算で、当初予算に計上した金額では不足するであろうというのは、第4回定例会が閉会する頃には、当初予算では無理だろうというのは、実際の寄附額から分かっておりました。そのときには、当初予算で足りない部分については、補正予算を専決するという形じゃなくて、予備費を活用して、今回の補正予算と同じような対応をすることを想定しておったところでございます。

○林副委員長 はい。どうぞ。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、この件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、議案第1号に対する質疑を終了します。

討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。議案第1号、令和6年度千

代田区一般会計補正予算第3号を専決処分により決定した件について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第1号の審査を終わります。

次に、議案第2号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号、議案第3号、令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号の審査を始めます。

この2件の補正予算の審査の進め方ですが、初めに、一般会計補正予算第4号、介護保険特別会計補正予算第1号の2議案について、執行機関から概要説明を受けます。その後、予算説明書に基づき、歳出、歳入、繰越明許費の順序で質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議案第2号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号、議案第3号、令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号について、概要説明をお願いいたします。

○中根財政課長 それでは、委員会資料2をご覧ください。一般会計補正予算案、まず、第4号の概要のご説明でございます。

第4号につきましては、冒頭ございますとおり、歳入歳出予算の補正と繰越明許費の補正の大きく分けて2項目がございます。まず、歳入歳出予算の補正からご説明いたします。補正予算額が55億円余となりまして、補正後の予算額につきましては、760億円余となるものでございます。

まず、歳出の事項についてご説明いたします。歳出の事項は、大きく6項目となります。

まず、最初が1項目と2項目め、国・都補助金等過年度分精算金でございます。過去に国や都から頂いた交付金の実績報告をした結果、返還を生じる必要が生じておりましたが、それが当初予算の額では不足するため、新たに計上するものでございます。子ども部と保健福祉部の分について、ここに計上いたしております。

続きまして、第三つ目、物価高騰対策区民の暮らし支援事業でございます。物価高騰による家計負担の増を踏まえまして、区民の暮らしを支援するためのギフトカードの配付に要する経費について、4億9,000万余の金額を追加いたします。

続きまして、4番、自転車通行環境整備でございます。神田警察通りⅡ期工事におきまして、工期が延伸したことに伴いまして、追加で生じる経費、およそ2,000万円余について、追加で計上するものでございます。

続きまして、5番目、介護保険特会への繰出金でございます。この後ご説明いたします介護保険予算案第1号に伴いまして、繰出金に不足が生じるため、追加の予算計上を行います。68万8,000円でございます。

そして、6番目、基金の新規及び利子積立でございます。この後ご説明します歳入の上振れ、あるいは、市場の金利動向につきまして、新たに見込めることとなった歳入におき

まして、新たに基金への積立てをするための経費について、追加計上するものでございます。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入となります。歳入につきましては、ここに大きく8項目ございます。

まず、特別区税でございます。特別区税につきましては、現在の歳入の状況に鑑みまして、区民税及びたばこ税でそれぞれ6億円と8億円を減額するものでございます。

続きまして、2番、地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金については、国での消費税の実績から千代田区に新たに交付金として見込める金額12億円につきまして、追加計上するものでございます。

3番、地方特例交付金3億円でございます。地方特例交付金につきましては、今年、6年度に実施しました定額減税につきまして、その地方税分について、国から交付金として来るものでございます。

続きまして、特別区交付金です。普通交付金と特別交付金でございます。19億と5億円余の金額でございます。これにつきましては、東京都におきまして、特別交付金の原資となります調整3税等が、決算が当初予算よりも多く見込めることに伴いまして、追加で交付されるものでございます。

続きまして、都支出金でございます。都支出金につきましては、先ほどの歳出の項目の区民の暮らし支援事業に充当できる支出金1億2,300万円余が歳入として見込めるものをここに追加で計上するものでございます。

続きまして、6番、財産収入でございます。財産収入につきましては、ここにありますとおり、市場の金利動向につきまして、追加で見込めることとなった基金の利子につきまして、新たに追加で歳入するものでございます。

続きまして、寄附金です。一般寄附金及び開発協力金です。一般寄附金は、主にふるさと納税で頂いている寄附金でございます。そして、開発協力金は、開発協力金として頂いている寄附について、追加で計上するものとなります。

そして、最後、繰越金でございます。第3回定例会の決算において確定しました繰越金で、それらの定例会等で活用した部分の残りを新たに繰越金として追加で計上するものでございます。

歳入歳出予算の説明は以上でございます。次が繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、全部で16億円余で、ここにございますとおり、11の事業でそれぞれ繰越明許費を定めるものでございます。令和6年度中に事業が完了しない見込みとなっておる事業について、ここに繰越明許費の事業として掲載しております。

一般会計の歳入歳出補正予算4号につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3の介護保険特会の補正予算案第1号でございます。介護保険特会につきましては、歳入歳出予算の補正のみとなります。ここにございますとおり、そうですね、56億、違いますね、ごめんなさい。補正予算額が565万7,000円の歳入歳出予算の補正となります。

歳出につきましては2項目、介護予防普及啓発事業に550万円、そして、基金の利子積立として、金額がここにありますとおり、15万7,000円でございます。これに伴いまして、1番の介護予防普及啓発事業の歳入がそれぞれ国と都、あるいは、自治体等で

割合が定められておりますので、その定められた割合に沿って、新たに追加で歳入をするものと、最後に、財産収入として、4番の介護給付費準備基金利子からも、金利の市場動向につきまして、新たに見込めることになった利子を追加で計上するものとなります。

概要説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、最初に、一般会計補正予算第4号の歳出について、審査に入ります。補正予算説明書の42ページ、43ページの説明を受けます。

○加藤子ども総務課長 それでは、資料2のほうの概要と併せて、補正予算説明書42ページ、43ページについてご確認を頂ければと思います。

今回、国・都補助金等過年度分精算金ということで、令和5年度以前に国や都から交付を受けた教育、児童福祉関連の各種負担金及び補助金の過年度精算金に不足が生じるということで、今回、追加の予算計上を行わせていただく予定でございます。金額につきましては、9,846万円という予算計上でございます。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

この件について、質疑はございませんか。

小林副委員長。どちらでも。じゃあ、春山委員。

○春山委員 ちょっと待ってください。

質問させていただきます。ちょっとお待ちください。

そうですね。令和6年度一般会計補正予算案第4号の歳出の3、物価高騰対策区民の暮らし支援事業を……（「そこじゃない」と呼ぶ者あり）違いましたか。すみません。

○岩佐委員長 すみません。それはまた後ほどにということで。

それでは、小林……

○小林副委員長 歳入……

○岩佐委員長 歳入も後です。

じゃあ、ここの部分の質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、次に、続いて、44ページ、45ページの説明を受けます。

○窪田福祉総務課長 それでは、補正予算説明書44ページ、45ページの保健福祉総務費、国・都支出金過年度超過交付金等返還金についてでございます。令和5年度以前に交付されました国や都からの負担金や補助金につきましては、精算額が確定し、超過して交付を受けた分については、返還が必要でございます。当初予算では不足が生じる見込みでございますので、7,854万9,000円の追加の計上をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。このページについて、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、46ページ、47ページの説明を受けます。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。私から46ページ、47ページの物価高騰

対策区民の暮らし支援事業につきまして、予算特別委員会資料4と併せましてご説明させていただきます。

今回の目的といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、給付事業を行うことで、直接的かつ迅速に区民の皆様の生活を支援するというものでございます。対象といたしまして、基準日におきまして、住民基本台帳に記載されている全区民の方で、所得制限なく対象としてございます。

参考といたしまして、令和7年2月1日現在の住民登録者数は6万8,875名でございました。

項番3、給付額及び給付の方法ですが、給付額は区民お1人につき5,000円、給付方法といたしまして、信販会社が発行するプリペイド型ギフトカードを区民お一人お一人に配付する方法を取らせていただこうと考えております。配付時期は令和7年夏を見込んでございます。

項番4、経費概算でございますが、事業費といたしまして、補正で示させていただいております4億9,072万円ということでございまして、内訳はご覧いただいているとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この件についての。春山委員。

○春山委員 先ほどは失礼いたしました。

全区民に配付ということなんですが、この6万8,875人、ここのうち、非課税世帯数と、非課税世帯の方と非課税世帯の方のうち、外国籍の方の人数を教えてくださいませんか。

○赤海コミュニティ総務課長 申し訳ありません。ちょっと非課税世帯の数などの把握をしておりません。

○齊藤税務課長 ちょっとすみません。今、メモを出しますので、お待ちください。

お待たせしました。春山委員の質問のうち、区内の非課税者の人数ということでございますけれども、非課税者の人数につきましては1万884人、そのうち、外国籍の方は993人でございます。

○春山委員 外国籍非課税世帯の方が993人いらっしゃるということなんですけど、ここの定義というか、対象というか、どういう方が、外国籍非課税世帯として、区では認識していらっしゃるんでしょうか。

○齊藤税務課長 外国籍の非課税者という定義でございますけれども、非課税者ということと自体が基本的に非課税者ということで、税法に定める非課税ということで、何もなければ135万、それ以外にも様々な減免がございます——減免というか、非課税の要件がございますので、幾ら稼いでいるかというところでは一概に言えませんけれども、税法上、外国籍、日本籍にかかわらず、非課税というところに関しては、一律、国で定める法律にのっとって判断しているというところでございます。

○春山委員 それでは、海外の方で、海外に資産があって、日本に滞在しているなり、日本に住まれているという方も含まれて、その方々にもこの物価高騰対策区民の暮らし支援事業の一律5,000円が払われるという理解でよろしいでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。基本的に、基準日におきまして、住民基本台帳に登録されている方であれば、日本人、外国人いずれの方に対しても給付をする予定でございます。

○春山委員 やはり納税義務を果たしている方々に、この物価高騰対策というのは還元されるべきだと思います。そこは、国のほうの定めということですが、区として、税金の使われ方というのは、やっぱり、きっちり把握していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、春山委員からご指摘の納税の関係、確かにご指摘のとおりかもしれません。一方で、私どもは、全区民の皆様にご給付をする理由といたしまして、これまでの対策といたしましては、様々、非課税世帯の方々ですとか、いわゆる低所得者の方々に対するもの、お子様に対するものということを行ってきたところでございます。一方で、地域振興部といたしましては、家計の負担増が全ての区民の方、先ほど住民登録者数を申し上げましたが、家計の負担がそういった方々にひとしくのしかかっているであろうということから、こうした影響は、所得にかかわらず、全ての区民の皆様に関わっているという考えに基づきまして、一律の給付とさせていただいたというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 これは、プリペイドカードを配るということですが、これはどのようなカードを予定していますか。全店舗で使えるのか、それとも、一部なのか、いかがですか。全店舗なのか、それとも、一部で使えるものなのか、どのようなカードを想定していますか。

○赤海コミュニティ総務課長 現在、信販会社が発行するプリペイドカードということで想定をしているところでございます。こちらは、いわゆるレジにスライド式で通していただくようなものを想定しているところでございますが、こちらは、クレジットカードが使えるようなところはどこでも使えるという前提でございます。

○牛尾委員 例えば、区内の中小のお店などでも使えるような形にはなるんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 基本的に、レジの端末というんでしょうか、そういったものがあるようなお店ではお使いいただくことができるというふうに考えてございます。

○牛尾委員 じゃあ、残念だけれども、そういった機器がないところでは、残念ながら使えないということになりますよね。いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○牛尾委員 その上で、じゃあ、今回、1人5,000円と。これまでは、大体、現金でということだったんですけども、今回、カードにした理由というのはあるんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、カード形式とさせていただきました理由といたしまして、まず、物価高騰というのが、いわゆる、かなり進んでいるという状況でございます。私どもといたしましては、極力速やかに対応させていただくことが必要であるというふうに考えてございます。そうしたことから、既存のカードの形式を取らせていただくことによりまして、スピードとしてはかなり早く対応が可能かなというふうに考えたところでございます。

○牛尾委員 現金給付の形だと、遅れるということなんですか。なぜカードのほうが早いと言えるんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 従来と同様の現金給付の場合、まず、受け取りの意思確認と併せまして、口座情報などをお聞きする、それから、その口座情報に基づいて、支払いの処理をしていくということで、今、私どもで想定しておりますカード形式に関しましては、カードをお送りして、到着しなければ返ってくるというようなやり方を考えているところなんですけども、そういったことで、かかる時間に関しては、今考えているカード形式のほうがかなり短縮できているというふうに考えてございます。

○牛尾委員 ちょっと理解できないですが、これまで様々現金給付をやってきたじゃないですか。12万円もそうだったけれど、そういった口座情報というのは、区は持っているんじゃないですか。それを大きく変更しなきゃいけないんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、確かにこれまでの現金給付などに関しての口座情報もちろんございます。一方で、先ほど少し触れさせていただきましたように、現金給付の場合、こちらのほうから先方の方々に、まず、受け取りの意思確認をさせていただくということがございます。その中で、口座情報に変更があった場合なども想定しておりまして、そういったようなやり取りがどうしても必要になるといったことから、やり取りが必要になるというような表現をさせていただいてございます。

○牛尾委員 なるほど。分かりました。

カードだと、どうしても郵送費とか、そういうのがかかると思うんですけども、事務については、現金給付の場合と今回のカード形式だと、どれぐらいの差があるもんなんですかね、事務費について。

○赤海コミュニティ総務課長 一概に、そのときそのときで、多少の、多少というか、違いがどうしても生じるので、単純な比較は難しいんですけども、例えば、十数万円の給付を行ったようなとき、これも全区民の方を対象とさせていただいたかと思うんですが、かかる期間などによって、委託の仕方によってかかる人件費などの違いが出るという前提はございますけれども、その方式と比べると、おおむね半分ぐらいの額というふうに見ております。

○牛尾委員 要するに、カード形式のほうが半分で済むということですか。

○赤海コミュニティ総務課長 事務費の全体という言い方にはなりますが、おおむね半分程度になるだろうというふうに算定してございます。

○牛尾委員 分かりました。

次に、先日、子育て文教委員会でも議論になった中高生の応援手当のときもそうですが、今回のカード形式、1人5,000円、これは収入認定という形になるのか、入った場合ね。税的な義務が、税的な収入認定になるのか。例えば、生活保護の方にも行った場合に、それが収入認定になるのか。その辺は、いかがなんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 現在調べさせていただいているところにおきましては、税法上のいわゆる雑所得に当たるかというふうに捉えてございます。

○牛尾委員 ということは、非課税ぎりぎりの方が家族がたくさんいらっしゃる場合に、それをもらうことによって、非課税ぎりぎりの方が課税世帯になってしまうとか、あとは、生活保護の方が受け取った場合に、生活扶助からその分を差し引かれるということがあり

得るということですか。

○赤海コミュニティ総務課長 所得に入りますので、可能性としてはゼロではないかと考えてございます。

○牛尾委員 物価高騰の対策だということで、これをお配りするということは、大変いいことだと思うんですけども、例えば、そのことによって、生活保護の方が生活扶助を引かれるとか、非課税世帯が課税になってしまうということが、ちょっとこれも本末転倒なのかなというふうに思うんですけども、これはそうしたことをさせないということではできないもんなんですかね。

○赤海コミュニティ総務課長 あくまで、いわゆる法に基づいてということになりますので、一律に回避をするということはなかなか難しいかもしれませんが、そういったような世帯の方々を所管している部署とも、ちょっとその辺りは相談して、何か方法があるのかどうか、基本的には難しいかもしれませんが、確認は取りたいと思います。

○牛尾委員 お願いします。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 ただいまの関連になると思うんですけども、このカードというのは、非常に変わったというか、あんまり聞いたことのないような方式で、いろいろ検討されたんだと思いますけれども、これを繰り返す、つまり、5,000円で終わりじゃなくて、これからも重ねてやっていく可能性ということを想定していますか。つまり、その際に、今の話だと、早い、安いとおっしゃったんですけども、どうなんだろうという。5,000円で終わりじゃなくて、またやるときに、このカードをまた使えるということじゃないですよ。その辺の使い勝手の問題と、あと、参考に、ほかの自治体でこういう事例があれば、先行例で、非常にこれはよかったんだという話があれば、教えていただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 先行例といたしましては、大阪などでの自治体で、やはり同様の形式を取ったという事例がございます。そのときも、やはり迅速であったとか、様々な用途を限らないような使い方ができるというようなことで、いいお声、それから、使い方が分かりにくかったというようなお叱りの声、両方あったというふうには聞いてございます。

あと、今回のこのプリペイド式のカードが、今後、まず、プリペイドカード本体が引き続き使えるかどうかということに関しましては、これは、今回、1回限りのカードというようなことになってございます。また、この方式を今後継続するかどうかという視点では、今回、こちらを実施させていただきつつ、効果を検証させていただきながら、様々な研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○小枝委員 大阪でということなんですけれども、そうすると、それ以外は、かなり、東京では初めてということですよ。効果検証は当然だと思うんですけども、先ほど、現金のやり取りのときに、あれと思ったんですよ。現金だったら、今回、5億のうちの、何ですか、1億5,000万ぐらい、かなりかかる事務経費が高いわけですよ。そのこの意味というのが、かつての12万円ですか、10万円ですか、全員給付の話で、そこよりは、迅速かつ安いと言われたんですけども、この5,000円がこれで終わりじゃなくて繰り返されていくとするならば、やっぱり現金で振り込んでいったほうが、口座情報というのはある程度特定されていくわけですし、私たち、子ども手当で結構繰り返しにな

ったときには、もうかなり事務が簡略になるんですね、繰り返しになるから。もう書かなくてもいいし。あの経験値からすると、現金のほうが絶対いいのになという印象は拭えないところですよ。

そこら辺がよく考え抜かれたのか、物価高騰対策はいいことだと思うし、5,000円よりもっと高ければ、もっといいと思うんだけど、繰り返していくというふうなことの想定の中で、なぜ現金給付で行かなかったのかというところは答弁いただきたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、5,000円ということで給付をさせていただくに当たって、現金のほうがよかったのではないかとというお声を頂戴いたしました。先ほどの答弁と少し重なってしまっていますが、今回、なるべく迅速に対応していこうということの中で、まず、事務にかかる時間などをいろいろ考えた上で、今回想定しておりますカード形式の場合は、繰り返しになりますが、非常に時間が短く対応が可能であったということで選定をさせていただいている状況がございます。

また、これが今後も引き続き行うのかどうかということに関しましてですが、もしかしたら、今後は現金ですとか、今回のカード形式ではなくて、今後、もしかしたら地域通貨などを活用したようなやり方もあるかもしれないということで、必ず、この方式が今後も続いていくかどうか、また、こうした物価高騰対策として、同じような給付を何回かやっていくのかということに関しては、ちょっとまだ今の断定的なことは申し上げられないという中で、先ほど申し上げた、今後の方式に当たっては、今後の検討、研究の中で、また別の方式が取られるかもしれないということもありまして、今は、カード方式を取らせていただいたというところでございます。

○小枝委員 ややちょっと歯切れの悪い答弁ではあります。今後は現金にするかもしれないということ。こういうふうな場合、カード会社というところが特定のところになるのか、それとも、幾つかから入札みたいにやるのか、もう相手様は決まっているのか。決まっているとしたら、どこでお幾ら払うということになっているのか、そこも答えてください。

○赤海コミュニティ総務課長 いわゆる、信販会社ですとか、または、この事業を請け負っていただくような事業者には、一定程度の相談をしているところではございますが、本件に関しては、入札で行う予定でございます。したがって、現時点で、どのカード信販会社なのか、こういった事業者にお願いするのかというのは決まっていないところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 このカードによる方針でやるということです。さっき牛尾委員からもあったんですけど、レジを持たないところとか、カードのスキャンを持っていないところ、こういったところでは対応できないとあったんですけど、最近では、IT補助金とか、ものづくり補助金から助成が出る場合があります。こういったところで相談があった場合は、こういった申請していただければ、ほぼ無料でできると聞いておりますので、その辺の活用をしっかりとっていただきたいんですけど、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご相談いただいたときには、なるべくそちらをご案内しながら、対応に努めてまいりたいと存じます。

○米田委員 もう一つなんですけど、これ、利用状況を後で検査、効果を検査する場合に、カードの場合は、個人情報特定せずに、こういった買物をしているかとか、こういった傾向性があると、そういったことが履歴に残ります。こういうビッグデータをしっかり残して、今後の給付金で、様々、補助事業に活用すると、こういうことが僕は一番大事だと思っているんですけど、その辺の考えをお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただきましたとおり、ある程度のビッグデータがあると認識してございます。特定の個人の方、個人の方を特定しない範囲の中で、私どもも効果検証ということでは努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りたくお願いいたします。

○米田委員 最後にしますけど、こういった情報をしっかり区で把握していただいて、次の施策に生かす。これがEBPMの施策だと思っておりますので、この辺の利用の仕方、今後、こういったことを展開するかというのを、最後、お聞かせいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 あくまで、今回、地域振興部のほうでやらせていただくところでございますが、先ほど、少し触れさせていただきました、今後のこういった支援対策などにおきまして、こういったもののニーズがあるのかとか、現金も含めてですけども、そういったことに関して、分析などが可能なのではないかなと思っているところでございます。

○米田委員 最後なんですけど。

委員長、すみません。最後なんですけど、そういったことを各課、各部に広げて、例えば、福祉的にこういう買物をしているなとか、その場合は、福祉的に、今後、こういう施策で生かしていくと、こういうことをちょっと聞きたいんですけど、最後、どなたかまとめて。（発言する者あり）

○印出井地域振興部長 米田委員からのご質問でございますが、今回、今、考えている手段として、信販会社のプリペイドカード式のものを活用するということにつきまして、その中の一つの要因として、やはり、活用の状況やデータ、個人を識別しない形で把握できると。で、今後に活用するということがございました。その情報の利活用ができる範囲の中で、米田委員おっしゃられたとおり、例えば、今回の規模であれば、こういった形で使用されているのかということも含めまして、政経部等々と連携しながら、一つの、今後、地域通貨等に向けた取組の参考になるように、私どものほうでしっかり調整してまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 今回の給付なんですけれども、所得制限なし、年齢制限なしの一律の給付ということで、個人的には高く評価しているんですけども、二つ確認させてください。

この使用範囲というのは、千代田区内に限らないという認識でよろしいでしょうか。あと、もう一つは、事務費のカードの発送なんですけれども、これは郵送になるのでしょうか。それで、書留とか、そういう形なのでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、使用の範囲、1点目の使用範囲につきましては、その信販会社の加盟店であれば、区内に限らず、あらゆるところでお使いいただけます。また、極力、区内の商店などで使えるところでお使いいただきたいということは、もちろん我々のほうでは願っているところでございますが、ネットなどでも使うことができるとい

うような状況でございます。

2点目が、（発言する者あり）送付の方法に関しましては、お一人お一人というふうに伝えさせていただいたところですが、確実にお手元に届けたいということから、書留ですとか、ゆうパックというような手法もございますが、そういったものを考えてございます。○田中委員 ありがとうございます。

そうすると、なるべく千代田区内で使っていただきたいということなんですけれども、これは使った場合に、普通のカードの手数料みたいなものというのは、かかるような形なんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 いわゆる、クレジットカードと異なりまして、プリペイド式のギフトカードと申しましょうか、なので、一回一回使うたびに手数料がかかってしまう、引かれてしまうということはございません。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと基本的なところを確認するんですけれども、国からの交付金を活用するということで、区のほうの財源、真水は入れるのかどうか、入っているのかどうか、そのところをお答えください。もし入っているならば、その金額も明示していただきたい。

○中根財政課長 本事業につきましては、先ほどの資料で、都支出金として1億2,300万円余が収入として見込まれておりますので、差引きの3億6,700万ぐらいでしょうか、が区の財源として、今回の事業には、区の財源としては、その金額を充てる予定でございます。

○はやお委員 また基本的なところなんですけれども、基準日というのは、大体、何日ぐらいを考慮して、支給していくのかということとはちょっとお答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 現時点では、3月、今月中の一定の日を想定しているところでございます。

○はやお委員 はい。最後。

3億6,000ぐらいを、真水を財源投入するということなんですけど、そういうことであれば、物価高騰対策ということが区長のほうの公約としてなっていたと思うんですね。これ、ほかに何かこの物価高騰対策で事業を考えているのか。この件については、いや、この程度にしてというふうに対策を考えているのか、その全体像について、お答えください。

○印出井地域振興部長 はやお委員からご質問いただきました。今般、区長選の中で、区長の公約の一つになってございましたけれども、物価高騰対策を迅速に実施するということを踏まえて、今、ご提案しているこのプリペイドカード方式の支給という形で考えているところでございます。今後、様々、さらなる物価高騰及び消費者支援、あるいは、その影響が事業者にあふることにつきましては、区としては、弾力的、機動的に対応できるような手法について、先ほどもご答弁申し上げましたが、デジタル地域通貨等について検討しているということでございますけれども、一方で、今、様々、国政の中でも議論されている様々な壁の見直し、税制改正などの状況を踏まえて、我々としては、消費者支援、事業

者支援、双方で、今後、7年度におきましては、状況に応じて考えていくということでございますので、結論からいうと、今のところ、具体的な事業としては、今回の事業ということになります。

○はやお委員 はい。最後。

言葉がいつも分かりにくいんですよ。というのは何かというと、物価高騰といたら、やっぱり国・都がせめてやることなんですね。それと、あと、産業振興とかという言葉がよく使われるんですけど、商工振興という言葉は今まで使ってきたんです。ですから、その辺の言葉の定義というか、どういうことを考えているのか、どういうことを根拠として進めようとしているのかということの整理については、今後、どのように進めていくというふうに考えているのか、お答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 その辺りの整理につきましては、今後、また議会等にもご説明していくということになろうかと思えますけれども、今般、物価高騰対策について、生活者支援、消費者支援と事業者支援、二つの方向感があるんですけども、今回の事業については、前者、生活者支援という形で取り組むものだというふうに理解をしています。事業者支援については、改めて、こういった手法を取るのかということについては考えていくというような位置づけでございます。

今、はやお委員からご指摘ございましたけれども、商工振興、産業振興についてですけども、ちょっと明確に現時点での私どもとしての定義ということについては、まだ定まっておりますけれども、やはり、セーフティネットとしての千代田区における中小企業事業者の支援、経営相談ですとか、融資とかということと、今後、千代田区における産業が持続可能に発展していくということも含めた支援については産業振興というような形で、今のところ、認識して事業を進めているというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

西岡委員。

○西岡副委員長 1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、先ほどビッグデータを活用する可能性があるということなので、それはしっかり送付の際に区民の方に分かるように周知していただきたいと思えますけれども、その辺はお考えですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、ご案内文などを同封させていただく予定でございます。その中で、こういったことに活用させていただきますといったようなことは明記させていただきたいと思っております。

○西岡副委員長 はい。よろしくお願いします。

以上。

○岩佐委員長 はい。えごし委員。

○えごし委員 すみません。ちょっと細かい確認で恐縮なんですけど、これは、プリペイド型ギフトカード、例えば、使用期限というのはあったりするんでしょうか。あとは、紛失した場合は、再発行は無理だと思いますけれども、破損した場合とか、エラーになった場合というのは、何か再発行とか考えられているのか、お願いします。

○赤海コミュニティ総務課長 現在お聞きしている会社のものに関しては、破損などに関しては、ちょっと申し訳ありません、確認が取れていないんですけど、紛失の際にそのカードを停止させるといったようなことは可能と聞いてございます。

○えごし委員 あと、期限。

○赤海コミュニティ総務課長 あと、使用期限のほうなんですけれども、使用期限も一定期間のもので、いつまでというような限りがあるものを今考えてございます。

○えごし委員 限りがある。

使用期限は限りがあるということなので、そこも明確になれば、しっかりと周知をしていただいて、その期間じゃないと使えないということだと思いますので、お願いしたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、いつまでにお使いくださいといったようなこと、それから、使い方ですね、高齢者の方々はなかなかどうやって使ったらいいかわからないというようなお声が恐らく出るだろうという前提に立ちまして、こんなような使い方をしてください、こういうお店で使えますといったようなご説明も丁寧に案内文の中に記載させていただければと存じております。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

○林副委員長 一つが、もう一度改めてなんですが、5,000円、1人、赤ちゃんから高齢者までした根拠というのと、基準日が年度予算なんで、3月……

○はやお委員 3月だと言って……

○林副委員長 というんですけど、3月って、大変、転居、入替えの多いときだと思うんですけれども、3月末に千代田区にいたんだけど、夏の発送の時期になると、よその大阪とかに行っていると。この方たちにも、丁寧な形で、1人5,000円というのを送られる制度設計になっているのかどうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず1点目の、5,000円にさせていただきました考え方といたしまして、今回の物価高騰の状況といたしまして、最も影響を大きく受けているなというところが、いわゆる主食とされているお米であろうというところでございます。今年1月の東京都区部の米の価格が5キロで約4,000円前後になっているというふうになってございます。また、農林水産省の令和5年の国民1人当たりの米の消費量が約1年間で51キロ程度ということで、一月分が約4キログラムぐらいになるだろうということで、今、5,000円ぐらいが十分賄えるのではないかと、ちょうどいいのではないかとというふうに考えたところでございます。

また、3月中の基準日にさせていただいておりますが、ご指摘のとおり、いわゆる転勤などの時期でございます。先ほど、配付方法といたしまして、書留ですとかゆうパックなどを想定しているところでございますが、転居先であってもお手元に届くようにしたいというふうに考えてございます。

○林副委員長 二つずつ聞くと混乱するんで、一つが基準がお米の値段というのが、今、確認できましたけれども、これ、お米の値段というのは、千代田区だけが特段高いんですかね。いや、政府のほうでも、お米の値段というのは大切だと、全国一律やっていて、地方公共団体で、千代田区が5,000円プラス全区民に出さなくちゃいけないという、何らかの理由がもう少しあるのかなと思ったんですけれども、お米の値段だと、別に港区でもどこでも一緒ですし、むしろ、区内にもお米屋さん何軒かありますんで、お米券出したほうが、区内のお米屋さんも大変喜ぶし、そちらのほうが5,000円分のいい形になる

んですけれども、そこが分からない。

もう一つが、転居先まで、二つ目のほうですね、行って、要は、夏の時点で、千代田区に転入した人は、このお米の値段が家族分5,000円ないんですけれども、千代田区から夏までに越されて、当然、郵送先の転居の手続き、転送手続きを取るでしょうから、そこにも届くというと、税の公平性とかというところ、地方公共団体としては、どういうふうに考えられて、制度設計されたのかというのを改めて説明してください。

○赤海コミュニティ総務課長 税の公平性ということでご指摘を頂いております。

今回の措置に関しましては、いつからいつまで居住の方というような考え方をちょっと取ってございません。何月何日時点で住民基本台帳に登録されている方というふうにさせていただいてございます。こちらに関しましては、ある一定のときを基準にさせていただくことで、いわゆる費用の関係ですとか、そういったものの基準を明確にしたいというような考えがございました。そういったようなところでございます。

○印出井地域振興部長 前者の米の価格等についてのご質問でございますけれども、林委員おっしゃるとおり、価格の差ということについて言うと、都心部と千代田区と同等だと思うんですけれども、やっぱり、この数年間の間に、お米の価格が2倍ほどになっているというような状況、その社会、家庭への影響というところを踏まえて、それを一つの規模感のイメージとして、1か月分、1人ぐらいた。そういった中で、今回、この国の助成金を使って、他区ではコード決済のポイント還元などを実施しておりますけれども、そちらの、大体1人当たりの予算規模が2,000円から3,000円というようなことになってございます。千代田区においては、ポイント還元をすると、いわゆる昼間区民がその受益を受けるということが多いところでございますので、一応、1人当たりの予算規模2,000円から3,000円ということをミニマムにしながら、お米の金額というところも一つの規模感のイメージとして参考にさせていただいたというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○林副委員長 前者のほうの基準日については、確かにおっしゃるとおり、人口流動、国内でも国外でも、します。ただ、地方公共団体としてどこを基準にするのかというと、大体6月1日ですとか、保険料とか、納税ですとかやって、転居が日本国で多い春先というのは、一つ、ちょっと違和感があるんですよね。ちなみに、どれぐらいの方が、昨年度ベースでいいですよ、3月31日現在、住民票があって、夏ぐらだから、6月、7月ぐらいに転居した人数というのはどれぐらいなのかというのを説明していただかないと、なかなか、なるほどねと、3月中にと。年度予算だから厳しいとは思いますが、お答えいただきたいのと。

二つずつになって、申し訳ない。5,000円のこの基準というのが、私も付き合ってお米を買いに行き行って支払うこと、結構多いんですけれども、ちょっと出た先で、あ、ここ安いという形で、大きなスーパーとか、やったりすると、本当にこう、千代田区の税金を使って、あんまり区内に還元できないというのは、都心であっても、結構、税の効果的検証というのを本当にやるのであれば、どうなんだろう。千代田区内で使ったプリペイドカードの実績額と枚数、件数と、区外のという、こういった小さくくりを検証するというのが、今回のこの区税を3億6,000万余り投入するデータのものになるんですかね。何を得たくて切り出していくのかというのを、もう一度説明していただけませんか。

○岩佐委員長 まず、転居をした、3月に転居した人数。それと……

○林副委員長 うん。3月末に住民票があって……

○岩佐委員長 3月に出入りがあって……

○林副委員長 それから夏までに流出した人数です。

○岩佐委員長 流出した人数と、あと、この事業でできる……

○林副委員長 昨年度。

○岩佐委員長 昨年度。人数のほうは出ますか。じゃあ、先に後段の。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 はい。人数については、今、確認しておりますけれども、一つは、ご議決を賜って、できるだけ早く準備をしたいというところの中で、3月というような一つの考え方があるのかなと思います。おっしゃるとおり、この転居時期における出入りというところは、林委員ご指摘のとおりかなというふうに思います。この基準日が遅れることによって支給が夏以降になる、秋、冬になるということがないような形で基準日を設定したいというふうには考えておりますが、ご指摘のような課題もあるのかなというふうに思っています。

それから、このカードの活用については、今回、先ほどご答弁申し上げましたとおり、確かに生活者支援と、区内事業者、商店、飲食店支援と両立するような形でできれば、私も商工振興、コミュニティ担当をやっている者としては望ましいところでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり前者に今回は重点を置いて、今、区内にある、様々な、いろいろ、お店の名前、スーパーマーケットの名前は出せませんけれども、大きいところから小さいところが様々あるかと思うんですけれども、そういったところで区民の皆様、食品や日用品を購入するということが生活実態として多いのかなというふうに理解しています。そういった中で、今回のプリペイドカード式のものについては、通常、活用できるというところを念頭に置くと、やはり生活者支援というところの中では最も、何というか、迅速かつ利用しやすい手法じゃないかなというところで今回検討しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○林副委員長 人数。

○岩佐委員長 人数のほうは出ますか。

コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 動きといたしまして、令和5年度の1年間で申し上げますと、転入が8,642名に対して転出が7,904名、増減として738名というような状況でございます。また、昨年4月1日現在での異動に関してですが、4月1日現在というところでは、総数で251名程度の異動があったという数字でございます。

○林副委員長 違う。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 意図が伝わらないんで。4月1日じゃなくて——いいですか。3月31日まで住民票がある。で、転居されて、給付というか、配送する6月とか夏ぐらいまでの間の八千何ぼの中でどれぐらいの人数が住民票がない、千代田区から移した人にこのギフトカードが行くのかということを確認したいんです。想定では6万9,500人の一応区民が3月31日にいると。このうち何人が、給付されるまでの間に千代田区民でなくなって

いるんですかというのを確認しないと、予算ですから、区民の、はい、そうですかというのはいけません。

ちなみに、4月から、給付されるまでの間の転入というのも、これも出てくると思うんですよ。この年度初めに転入された方は、千代田区で物価高に困られていても、受益を受けられないわけなんですよ。だからこの人数の差引を出してもらいたいわけなんですよ、予算のこの議決前に当たって。

もう一つが、部長のほうですずっとお答えになった、言葉を替えると、まあ、5,000円がいいのかどうかなんですけど、ここから、多分、令和7年度予算のときも来ると思うんで、このギフトカードによると、所得にならないんですかね、商品券だと。私たちが政治資金規正法の収支のときに、現金寄附は記載だけど、ビール券とか商品券、どうなるんだと、党の弁護士に相談しながらやるんです。で、いろんな、千代田は独自の、独自政策の給付金ってあって、これが所得合算される場合があると。家族が多い、我が家のほうも子どもの分も含めて、5,000円じゃなくて、万、幾らというのもあるんですけど、もらうと。これは所得にならないんですか。所得にならないとすると、大変、もしかしたら優れた制度かもしれないんで、大きな金額を渡すときにこのギフトカードというのをどーんと贈ると、所得にならないんだと。10万を超えていても所得にならないんだという、子育て世代にとっても大変ありがたいものになるかもしれないんで、所得合算して納税額が上がってしまうと困るんで、どういうふうに全庁的にこの制度設計するときに確認したのかというのも説明していただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず一つ目の、4月から給付までの間の異動があった方々についてということのご質問でございますが……

○林副委員長 人数だけです。人数ですよ。

○赤海コミュニティ総務課長 まず――申し訳ありません。ちょっと、人数が、今すぐに出てこない状況でございます。一方で、ちょっと考え方といたしまして、税とのバランスというようなことをご指摘いただいているかと思いますが、例えば住民税の課税基準というのが1月1日現在に住民登録があるところで課税がなされるということがございまして、3月までのその基準日からは少し差が出てしましますが、1月1日現在の千代田区にお住まいの方は、千代田区で課税をさせていただいているというような考えがございますことから……

○林副委員長 そんなこと、聞いていないんですけど。

○赤海コミュニティ総務課長 そういった方々に還元をするというようなところがございます。

それから、所得になるのかならないのかということに関してですが、先ほど一度ご指摘を頂いておりますが、所得になるという前提でございます。

○林副委員長 何か勘違いされているのかもですけど、私は、基準日で6月と言ったら、まあ、保険料ですよ。で、1月の住民税でもいいんですけども、この基準日から空白になる間で千代田区から転居されて、もらう、受益のある方というのと、3月31日以降の4月1日からの住民票を置いたときにももらえない、受益を受けない方の人数を知りたいわけなんですよ。実際、こう届いてくる間の。それを聞いているんです。昨年ベースで言っておきましたので。

○赤海コミュニティ総務課長 申し訳ございません。今、即座にお答えできるようなデータを持ち合わせてございません。

○林副委員長 では、はい。

○岩佐委員長 これは、ちょっと時間があったら出せますか。そうしたら、（発言する者あり）出せます。出せますよね。

林副委員長。

○林副委員長 それを出していただきたいのと、もう一つ、結構びっくりしたのが、こういう大きなお金を使うときに、制度上のあらゆるところ、縦、横、斜めを全部点検するんだらうなと思っていたんですけども、庁内の論議の中では、この補正予算をするに当たって、こういった人口の流動というのは一切カウントしないで、6万9,000人の、9,500人の予算立てというのを積算されたんですか。庁内の中あの、予算の作成過程の話を確認させてください。人数は後ほど。

○赤海コミュニティ総務課長 今回、いつからいつまでの流動ということは検討の中には含めてございませんでした。あくまでも1月1日または2月1日現在の住民基本台帳人口を基に、今回の予算として計算をさせていただいたというところでございます。

○林副委員長 そうすると、今、この場、予算の審査の場で、春の異動のという話があった。改めてどう考え、裁量でできるもんなんですか。区外に転居される、本当に送ってしまうんですかね。3月まで千代田区民でいた方に、いろんな都市のところにも何千人いるかもしれない人たちに。それでいいのかな。

僕は、入ってきた、4月以降入ってきて子育てしている人とか介護している人とか一生懸命働いている人にせっきく6万5,000人分の予算を費やすんでしたら、渡したほうがいいと思うんですけど、区外に越されてしまう方にも、千代田区の方の3億7,000万ぐらい使って、郵送費もかけて送って、その分の何%か分からないですよ。そんな予算の、出す際に内部検討されていないんですかね。

これ以上言うと、また怒られちゃうんですけど、言いたいこともありますけど、新たなとか。そういう状況なんですかね、今。

○印出井地域振興部長 先ほどもご答弁差し上げましたけれども、我々としてはできるだけ迅速にということで、今回ご議決いただいたら、速やかに基準日を設定してということで考えてございます。

今頂いたご指摘を踏まえて、迅速性と、4月以降新たに区民となる方が一定程度、何ていいですかね、転入手続を済ませて、日程を設定、基準日を設定すること、そちら、どちらがメリットがあるのか、その辺りも含めて検討していきたいというふうに思います。

○林副委員長 そうすると、検討していないというのは、本当に残念で、衝撃ですよ。驚愕という言葉がいいのかな。4月以降で、夏、給付されるまでに千代田区民になった方々にも対応できる裁量はあるんですか。そうすると、もしかしたら、4月1日以降、給付するまでに何千人と来ると、多分予算がオーバーしてしまうかもしれない。区外に出た方にも送ってしまうと。ここは、行政の裁量ですとか、これからの点検作業でできるものなんですか。あの、僕らはもう、これ、議決してしまった瞬間に、6万9,500人の方にギフトカードを配るよというところまでしかできないんですけども、行けるもんなんですか。変な、取り繕いじゃなくて、実際のところ言っていれば。

○印出井地域振興部長 繰り返しになりますけれども、できるだけ迅速にという観点で、先ほど来課長のほうから、ご議決いただき次第、3月中にでもという話がありました。それを、迅速性をできるだけ早くというところを少し置いておいて、新たに区民となる人が転入し、定着するような時期のほうを優先したほうがいいんじゃないかというような趣旨のご提案だというふうに思います。

○林副委員長 いや、違うから。

○印出井地域振興部長 我々のほうとしても、その辺りについては、確かにそういう状況もあるだろうというふうに認識しておりますので、ただ一方で、それをどこまで遅らせるかということについては、今回の措置をスピーディーにするということもありますので、その、いわゆる裁量というご指摘がありましたけれども、今申し上げたような趣旨の中で、どれだけ時期的に、基準日の設定的に工夫できるのかについては検討していきたいというところでございます。

○林副委員長 ごめんね。はい。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 いや、大いなる誤解なのかもしれない。やり取りで。年度内でできるだけ早くというのは、これ、6年度の補正予算だから、きっと基準日って、3月にしなくちゃ、やっぱりおかしくなってしまうだろうなというのは分かります、できるだけ早くというのは。で、ここで、1回、発送作業のが全部準備段階が終わって、手間はかかるかもしれないけれども、新たに転入された、何千人か分からないですよ、数字が出てこないんだから。これが、2,000人なのか、区民に新たに入ってくるのが、夏頃までに3,000人なのか分からないですけども、この方の手当というのを6万9,500人の予算内だったら多分裁量でできると思う。それ以上になってしまった場合でも、対応の工夫というのが何らかできるのか。転出のところでカットするんだったらできるのかというところを確認。人数が出ないと、何とも言えないんですけどね。数人だったら、まあしょうがないかねと言うんですけど、1,000の単位になったら千代田の場合は、大きな人数ですから、どうなのかなというところを確認を、議決前にしないと、何の仕事をしているんだという話になってしまいますんで、お答えください。

○印出井地域振興部長 ちょっと、昨年度の状況については今調べているところでございますけれども……

○林副委員長 これ、後にしましょうよ。

○印出井地域振興部長 人口のトレンドというところ、それから、今、基準日を、また例えば4月以降に設定する……

○林副委員長 委員長に……

○印出井地域振興部長 これ、予算を繰越ししますので、4月以降に設定するという状況でありますと、当然ながら転出される方もいるということでございますので、一定程度の時期に基準日を設定することによって、1,000人単位で想定が増えるということについては、我々としてもそういうことはないんじゃないかなというふうに考えておりますので、予算の中で対応できるものというふうに認識しております。（発言する者あり）

○岩佐委員長 いいですか。ちょっと人数については、じゃあ、また後でご報告いただいて、今1,000人単位ではないから大丈夫みたいな答弁が来ちゃったんですけども…

…（発言する者あり）

○林副委員長 本当なの。今……

○岩佐委員長 人数が来てから……

○小林副委員長 来てから。

○岩佐委員長 来てから、もう一度お願いします。

ほかにこの件で何かありますか。

○中根財政課長 委員長、財政課長。

○岩佐委員長 財政課長。

○中根財政課長 制度設計の問題、制度設計の話は二つございますが、今回、先ほど答弁しました歳入として1億3,000万円余が国からの交付金を活用しているところがございますので、その関係で、もしかすると基準日を6年度中にして、7年度、6年度部分での活用に限られるという条件がもしかすると、交付金の活用の条件、交付金の充当事業としての条件として付される可能性もありますので、その点はちょっと、制度設計する際に十分確認して、今の話の部分は対応したいというふうに思っております。

○林副委員長 えっ、しないで予算を出したの。（発言する者あり）

○岩佐委員長 している。していないの。それはしていなかった。（発言する者あり）それ、併せて……

○林副委員長 そっちのほうがびっくりなんですけど。

○岩佐委員長 併せて、人数と併せて、（発言する者あり）確認して答えていただけますかね。（発言する者あり）

○林副委員長 今、言わないほうがよかったね。

○岩佐委員長 一応、この物価高騰対策については追ってのご答弁をお待ちして、ほかにこのところで何かありますか。

○池田委員 今、何件、幾つかやり取りしていた中で少し感じたんですけども、今回のこの物価高騰対策区民の暮らし支援事業ということで、あくまでももらった側ですよ、消費する側に対してプリペイドカードを世帯人数ごとに配るということで、ただ、これは商いをしているほう、個人商店だったり飲食店、そういうところで、先ほども委員からも出ましたけれども、このプリペイドカードが使えないお店では使えない。ということは、やはり、今までポイント還元をやりました、アプリを導入しました、いろんな手数料かかるけれども、そこを導入したお店もあるんだけど、今回はまた違う、このプリペイドカードというのを採用しているというところで。といいながらも、消費者側の、確かに区民の方たちの目線なのかもしれないんですけども、個人商店だったり、千代田区ですっと住み続けて生活をしていて、商いをしている方たちに対しての思いというのはあまり感じられないんですけど、その辺りはいかがなんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回ご指摘のとおり、まずは物価高騰対策ということで、お住まいの住民の方々の生活を応援するという視点を先にさせていただいているというところでございます。消費喚起ですとかそういった部分ではなく、主に生活の支援というような視点で、今回やらせていただくというものでございます。

○岩佐委員長 ないと。よろしいですか。

じゃあ、小林副委員長。

○小林副委員長 二つあります。先ほど、今、池田委員も指摘がありましたけれども、カードという新しいシステム、後ほど、後で言いますけれども、今回の場合は早くお届けしたい、新システムでやりたいということなんで、進んできたんですけど、先ほど部長のご答弁の中でも、事業者の支援については、今回は、そっちは向いていないよということがありました。

一つ、比較したのかどうかを確認したいのは、区内商品券って、前、ずっとやっていましたよね。区内商品券だと、商店をフィックスできるんで、必ず区内の商店で消費をするということが、面倒ではあったけど利点でもあったと。いろいろ課題もあったけど、いろいろあったんだけど、それは直接区民の中小商店にもできる。なおかつ、先ほど言った、何、カードを読み取るものがなくても商品券なら大丈夫ということなんですけど、それは避けて、あえてカードに、先ほどから議論がありますけど、こちらのカードのほうが比較しても優秀。優秀って、優れているというのは、誰がどういうふうに判断したのか、一つお答えください。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の件に関しまして、今ご指摘いただきました区内商品券ですとか現金のときの場合もそうなんですけれども、区内商品券を活用させていただくような場合には、やはり振興組合さんですとか、そういったところとの調整がどうしても必要になろうかというふうに考えておりました。そういったことから、一定程度以上時間を要するものというふうに考えまして、やはり今回ご提案させていただいているカード方式、なるべく迅速にというところで、この方式を取らせていただいた次第でございます。

また、区内商品券であればいろいろな区内の商店でお使いいただくことができるということもご指摘のとおりかと存じます。一方で、別のご指摘を頂いているように、国ですとか東京都の制度を活用して、いわゆる装置の導入の助成金などがあるやに聞いておりますので、そういったものも丁寧に対応しながら進めさせていただければと存じております。

○小林副委員長 それでは、今の新しいシステムの方が早く、迅速に、ましてや補正予算ですからね。これでやっていきたいというのは分かりました。

そうすると、反対に、この、じゃあ、新システムのカードのよさをどれだけ引き出すかということだと思うんですけれども、ちなみに、ちなみにですよ、カードは、業者はまだ決まっていないけれど、業者が決まれば、カードのデザインなんかは区の要望で出せる。そうすると、今までは、現金だったら現金の顔しかないんですよ。お札を見たって、みんな同じ。だけれども、渋沢栄一さんの顔だと、しょうがないですよ。（発言する者あり）で、5,000円だから違いますね。誰だか忘れちゃいましたね。はい。それで、カードのデザインを、決まった業者に区の要望を出せば、直接、お金だけじゃなくて情報を区内一人一人に渡すことができるという利点はありますよね。多分それを考えていたんだと思うんですけど、それを考えた中で、直接渡せるカードに、プリペイドカードの印刷ができる。そのデザインというのはどんなものなんですか。（発言する者あり）封筒もね。

○赤海コミュニティ総務課長 今、副委員長からご指摘いただいたような、一枚一枚デザインができるというふうにはちょっと考えてございませんで、既存の、もう既に用意されているカードを利用するという前提でございしますため、誠に申し訳ありませんが、そういった、カードに印刷をしてというようなことは、今、想定してございせん。

○小林副委員長 今、想定していないだけで、想定すればできるんですか。

あのね、そうすると、5,000円そのまま使わないけど、5,000円、1,000円ずつ使って、5回見ることになるのね、カードをね。5回ね。まあ、まず、それと、直接個人に、一人一人に行く場合は、もちろん封筒とか何かですよ。書留の封筒とか、もしくは手紙、レターパックみたいなのですよね。それに情報を書くことができますよね。そういうことも想定されたら、区の個人個人に、絶対受け取る、ほとんど受け取るものに対して、区の大切な情報を入れることができるんですけど、そういうことは可能なんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 現金書留ですとかゆうパックにどこまでそういったような、その封筒に情報が入られるかということに関しましては、ちょっと調べてみたいと思います。一方で、封入させていただくご案内などもございますので、何か必要なPRとかそういったものがあれば、そちらのほうに入れさせていただければと思います。

○小林副委員長 せっかく直接区民の、1人、6万8,800人には行くんで、その辺を工夫したほうがよろしいかと思うんで、ご検討のほどをよろしくお願いします。

○赤海コミュニティ総務課長 はい、ご指摘ありがとうございます。中に入れる案内文などにどういったような情報を入れるかを含めまして、ちょっと検討させていただければと思います。

○岩佐委員長 はい。

ほかにここの部分で。まだ終わらないですけどね。

じゃあ、春山委員。

○春山委員 委員長、すみません。ほかの委員の方々とのやり取りを聞いていて、ちょっとやっぱり気になるので、再度確認させてください。先ほど、この使用したデータをビッグデータなどを利用して今後の政策に反映していくというお答えを頂いたんですけども、そもそもこの事業を庁内で立てていくときに、今後のデジタル化の推進なりDXにおいてどういうふうに関連するか、どういうふうに掛け合わせて、それを生かしていくかということは、事前に議論はされているのでしょうか。（発言する者あり）

○夏目デジタル担当部長 検討過程でのデジタル化とかDX化に関する活用ということなんですが、まず、今までお話が出ている中で、この、一つ、手法のことです。対策に関して考えられる手法というのは我々のほうも相談がありまして、例えば現金ですとか、あと、今お話がありましたスタンプカード、あとは電子マネーみたいなものがあるかと思います。そういった手法に関して、例えば現金であれば口座振替なんかを行うと、口座の確認だとかそういったことに時間がかかるということで、なかなか難しいなと。それから、スタンプカード、これは事務上の手間もかかりますし、今、なかなかお店のほうも、人がいなくなって無人のレジなんかも用意している関係で、今まであったスタンプカードみたいなやり方も難しい。そんなお話もありました。それから、ペイペイとか——商品名を言って、申し訳ありません。電子マネーなんかにつきましては、これはデジタルデバイドという話もありまして、全員が使えるわけではないので、なかなか物価高騰対策というような、対象が全員いるというようなところで、支援としてはちょっと弱くなるのではないかなというように、今のプリペイド型のギフトカードなら、それぞれのウィークポイントを少しずつ軽減できるんじゃないか、またスピードも追求できるんじゃないかということで採用してきたような、検討してきたような経緯がございます。

先ほど頂いたビッグデータということですね。これ、今回こういったカードを使うことで、いろんなデータを収集できるであろう。また、収集するに当たっては、先ほど西岡委員のほうからもお話がありましたとおり、やはりカードを使う方にそういったデータを使わせていただきますよというような、そういったご案内が必要かなと思っています。今後そういったデータを収集した上で、やはり今後の、こういったものを買うのか、こういった年齢の方がこういったものを買うのかとかというデータをきちんと収集した上で、やはり今後の区政のほうに役立てていきたいというのは、これまでも内部で検討してきたところですよ。

○春山委員 うーん。

○岩佐委員長 よろしいですか。

白川委員。

○白川委員 マイナカードを、口座あるいは金融資産にひもづければ、全て解決しますよね。だから、結局マイナカードに対して口座をひもづけないというのが今のこの状態を起こしている。ですので、ぜひ、今後、マイナカードと口座、これはもう国が法律として決めないのが悪いんですが、まだ任意になっているので、千代田区でも先にこれを進める努力というのををしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○夏目デジタル担当部長 今、委員おっしゃられたとおり、マイナンバーカード、こちらは口座を登録できるようになっておりまして、プッシュ型の給付なんかができるという、そういう形になっております。やはり最終的、将来的に目指していくのは、マイナンバーカードとかマイナンバーへの口座登録への給付、入金ということなんだと思います。ただ、今ご指摘ありましたとおり、口座を登録していなかったり、口座を登録したんだけどその後変更してカードのほうの登録口座を変更していないとか、いろいろ課題があります。そこに対して、今、我々のほうで、マイナンバーのほうの口座に、プッシュ型で入金しようしますと、口座が違っていたりとか、そもそも登録されていなかったりとか、あと、子どものカードのほうに口座が登録されていないとか、登録されている口座を忘れてしまったりとか、やはり今の段階では事前に口座の確認だとかをする必要がどうしても生じてきて、スピードを追求するに当たってはなかなかそこは難しいという状況がございます。ですので、今ご指摘がありましたとおり、やはりマイナンバーカードへの口座登録というのは進めながら、今は現実的に選択可能な手法を選択していきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 春山委員。（発言する者あり）

○春山委員 すみません、関連で。やはりこの全体の経費概算の事業費の中に事務費がやっぱり30%かかるというところで、今、白川委員の指摘もありましたけれども、せっかくこの、区としての独自の政策で物価高騰対策をされるときに給付されるのであれば、やはりDXの推進にも関係するような施策として位置づけられたらよかったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○小林副委員長 そうなんだよ。検討したんだから。副区長が来ているから、副区長なんだよ。

○岩佐委員長 じゃあ、誰が答えますか。

○小林副委員長 副区長でしょ。

○夏目デジタル担当部長 委員長、デジタル担当部長。

○岩佐委員長 デジタル担当部長。（「副区長が……」と呼ぶ者あり）

○夏目デジタル担当部長 この施策に限らずということなんですが、やはり、今、何を考えるにもデジタル化というのは避けて通れないとは思っております。ただ、なかなか、対象者を考えた場合に、デジタル化で一気に行けるものもあれば、そうでなくて配慮が必要なものもあります。ただ、いろんな手段、デジタルは手段ではあるんですが、いろんな政策を進めていくときに、デジタル化によって得られるものというのもきちんと考えて、そこは庁内でいろんな政策を考えていく中では必須のことだと思いますので、デジタル化を中心にした考え方でも様々検討を進めていきたいと思います。

○岩佐委員長 はい。

じゃあ、ちょっと休憩をいたします。1時5分ぐらいに、（発言する者あり）スタートをお願いします。

午後0時03分休憩

午後1時05分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

本日午後2時から、東京都平和の日における黙祷の庁内放送があるので、直前にまた休憩を取ることとしますので、よろしくお願いします。

林委員副委員長への答弁から入ります。コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 委員長、コミュニティ総務課長です。先ほどご質問いただきました転出入の数について、即座にお答えできなくて申し訳ありませんでした。

令和6年の状況でございます。3月中の転入者数が1,178名、一方で転出者数は1,167名、4月に関しましては転入が1,115、転出が857と、そういったような流れでございます。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 調べていただいたんですけども、二つあって、基準日が本当に3月で適当なのかということと、もう一つが、こういった数字ですよ。3,000人出て3,000人入ってくるような制度設計を、どういう会議体で決裁して議案を出されたのかという、内部の統制について、まあ、組織の風土というのか、そこはどんな会議体で何回やって議案まで出たのか、経緯・経過を説明していただけますか。（発言する者あり）

○岩佐委員長 どんな会議体で、何回ぐらい。

○林副委員長 もう、大事なのもあれですよ。この、資料の共有も……。

○岩佐委員長 地域振興部長。

○印出井地域振興部長 議案、補正予算として提出するということでございますので、予算の査定のプロセスと、あと議案の調整の会議、それから最終的には首脳会議というような形の中で議案としてご提出をさせていただいたところでございます。

○林副委員長 答えていない。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 一つが、基準日について、こういった3,300人転入されて3,200人、まあ支給までの間ですよ、受益を受けるまでの期間があると。この資料を基に、共有、この資料を基に共有した会議体というのは、どういうメンバーでやられたんですか。とい

うことを聞いているんです。併せて、基準日も、先ほどからあったように、保険の6月1日と住民税の1月1日等々の、地方公共団体としては大きな節目の基準日がある、と。かつ令和6年度の補正予算というのもあるんで、基準日についての議論というの、当然、議案を出す前の段階で、あったと信じたいんですよ。それを説明していただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご議論いただいております基準日に関しましては、ご指摘のように1月1日現在が住民税の賦課の基準日であるということはご案内のとおりでございます。一方で、今回の件に関しまして、この取組を進めていこうという中で、取組を進めていく段取りの中で今回ご議決を頂ければという前提で、ご議決を頂いた後、速やかに着手をしていけるようにという考えがございまして、基準日を先ほど申し上げた3月というふうにさせていただいた次第でございます。

○林副委員長 いや、ちょっと。聞いたことに答えてもらっていないんですけども。

この先——繰り返しになりますよ。3,000人出て3,000人入ってくるというのが分かっていながら、これ、共有したメンバーというのかな、会議体で。昔と比較する気はないですよ、新たな区政なんでしょうから。ただ、少なくとも、昔は、縦、横、斜めに確認を取って、こういったそごがないように、基準日だって、まあ、そうだよねと。例えば1月1日だったら、そう、住民税が確定される日なのと。で、議会で議論するとしたら、そこから先に生まれた子はどうするんですかとか、お亡くなりになった子とかはどうするんですか程度だったんですよ。これまでの議会の議論は。ただ、3,000人出入りするような根本的な話というのは、どういうメンバーで共有、資料を共有して、議案として提出されたのかと。生煮えの制度設計な予算だとするならば、理由も含めて答えていただきたいんです。でなかったら、できないですよ。だって、3,000人、千代田からいなくなっちゃう人にも、1人5,000円を配ることを今ここで我々に決めろと。新たに入ってくる区民、三千何百人入ってくるのに、その人には渡しませんという予算なんですから、内部の議論の経過を確認しているんですよ。

○印出井地域振興部長 ご指摘のようなご論点、12万円を交付するときにもあったかと思います。今回につきましては、物価高対策に対して迅速に対応すると。その上で、事務の処理をできるだけ効率的かつ正確に行うということで、やはり我々としては基準日を決めざるを得ないというふうに考えているところでございます。

そういった中で、当然ながら基準日についても議案をこちらのほうに上程する中で検討はしてまいりましたけれども、やはり基準日は決めた上で、ご議決後、それから状況としても、転入、転出のピークを越える3月のしかるべきときにというような形で、今、想定をしてご提出しているところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

○林副委員長 答えてもらわないのは、組織体として、どういう。

○岩佐委員長 まあ、迅速性だけをもって、ここまで進めてきたと。

○林副委員長 それは、地域振興部と財政課長だけでやったんですか、聞き方を変えろと。

○岩佐委員長 もう一回、じゃあ、林副委員長。

○林副委員長 同じことなんですよ、議事整理ですよ、ここから。

さっきも春山さんも言っていたように、DXの部門もちゃんと確認していれば、こんな話に、普通、ならないと思うんですよ。

○岩佐委員長 庁内での確認の仕方とか共有の仕方というのは……

○林副委員長 これは議案ですから。

○岩佐委員長 もう一度お答えください。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 先ほど議案を上程するプロセスの中で、基準日の考え方についても、何月何日というところまでは今日の資料のように決め切れておりませんが、3月の議決後、しかるべきときというような形で議論してきたと、検討してきたというところでございます。

○岩佐委員長 どことどこと誰と誰が共有してきたというのも先ほどから聞かれているんですけども、そこはお答えできますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今年に入ってからということになりますが、本件を進めていくに当たっての予算の査定などを受けていく中で、財政所管ですとか、そういったようなところと協議をしてきているという状況でございます。

○岩佐委員長 その程度。

○林副委員長 何か、もうよく分からない。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 まあ、正直言って、よく分からないんですよ。もっとしっかりとした。聞き方を変えると、国のこの物価高騰対策・重点支援地方創生臨時交付金と。これを活用してどうだというふうに始まったキックオフの起点ですよ。それと、いやあ、これは5,000円のプリペイドカードにしようという話が出てきた起点で、基準日の起点とか、こう、いろいろ、ターニングがあると思うんですよ。国のほうのこの交付金を使うというのを、正式にプロジェクトとして、財政課を中心に動かしたのはいつからなのか。

○中根財政課長 今般の交付金につきましては、国がたしか予算を決定したのが11月の末ぐらいだったと記憶しておりますので、それが12月の冒頭ぐらいに都道府県経由で区市町村に通知が来ておりますので、12月の10日ぐらいまでの間に、正式に区に今回の連絡が来ていたかと思います。で、それを活用して、今般どういう、この交付金の趣旨に合った事業を第1回定例会に提案しようというふうに考え出したのは、それ、12月の、ですので10日以降ぐらいから財政課を中心に、どういう事業でというのを活用の検討を始めていたかというふうに思います。

○林副委員長 プロセスの確認なんで、まあ、12月10日、昨年から交付金が1億数千万までは使えるかもしれないと入ったと。で、全員対象にする、しない。全区民を。ここも、どの時期なのかとか、5万円のプリペイドカードを使うのはどの時期なのかとか、繰り返しになる、この転入、転出の方は年度末にかけてしまうけどもどうしようとか、あるいは、ほかの福祉の視点で、いや、もっと高齢者に手厚くやったほうがいいんじゃないとか、子どもに手厚くやったほうがいいんじゃないとか、庁内で様々な議論があるはず、あってほしいなとは思いますが、そういったのは特になく、淡々とこの5,000円というのが決まっていたんですか。いや、ずっと聞いているのは、通常の予算ベースでと言うんですけど、どういう方々が、どういう部署の方々が関わりを持って出てきたのかなというのを、何かもやもや感が非常に強いものですから、クリアにしていただけだと、大変、時間の効率性になるんですけども、さくっと答えられないもんなんですかね。

○印出井地域振興部長 今、林委員ご指摘のとおり、国のほうが昨年の11月に補正予算、あるいは並びに取組の方向性というのを明らかにした中で、昨年度から、昨年度からですね、引き続き住民税非課税世帯への交付とか、そういった取組についても引き続き実施するというところになったところでございます。

そういった中で、この地域振興部が今回の事業を受けた背景には、先ほどもご議論ありましたけれども、税の、所得制限に限らず、押しなべて区民全体に物価高騰の影響が及んでいるからという視点の中で生活支援事業を組み立てると。非課税世帯に対しては国の事業を活用して引き続き交付金を出しているというところもありますので、我々としては、地域振興部としては区民全体の所得制限に限らない取組というような形で、今回、事業の企画、そして今回の補正予算の提案に至ったというところでございます。

○林副委員長 まあ、縦、横、斜めというか、例えばですが、これ、5,000円頂くと、所得に関わるんですね。違うんでしたっけ。（発言する者あり）所得になる。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。

○林副委員長 なる。なるんですね、さっきのやり取りで。そうすると、これ、我々も、もし5,000円、当然、区民ですから、もらったら、どういう取扱いをすればいいんですか。税務署と、どういう相談をされたんですかね。そういうプロセスを聞きたいんですよ、庁内で。私、今、子どももいますよ。子どものもらった分は私の所得。なる、ならないとかって、そういうのは制度設計上どういう手続をやったんで、税務署に確認をどの時点で取られたのかというのをお答えしていただければ、何となくもやもや感が少し晴れてくると思うんですが、どうだったんですか。

○赤海コミュニティ総務課長 今回の件に関しましては、直接的にまだ税務署への照会はかけていないところでございます。一方で、当課から税務課のほうには相談をさせていただいたというところがございます。また、以前対応させていただきました給付のときの税務署の見解も参考にさせていただきながら、今まだ、まだといえますか、その辺りを検証しているところでございます。

○林副委員長 もう本当に驚愕なんですけれども、給付金等々はそうなんです。これまで千代田区役所は、区民の方にお金を給付するときに、税務署に確認を取っているはずなんです。現金だったら、幾らぐらいだったらと。次世代の手当のときも、あんまり高いと、これ、所得が増えて税金が増えてしまうからこの程度だったと、税務署と相談しているんですよ。今回、新たなギフトカードという形になった。なるんですね、この予算だと。これの、物は個人に配付するんですから、私の家でも子どもの名前で来たのは、これは子どもの所得になる。私の所得になる。誰の所得になるって、縦、横、斜めの確認作業を、12月10日から議案として提案されるまでにされてきたんですか。内部でどういう手順・手続を取ってきたんですかと。しっかりとした議案にしていadakないと、ここで議決と言われても、いや、よく分からないけどいいことなんですよと、みんなに5,000円行くんですよと。ただ、千代田区民じゃなくなっちゃう人もいるかも、3,000人ぐらいいるかもしれないんですねとか。そんな話には、議決のときにしないような議案提案を、予算提案をしていadakないと困るんですけれども、どうなんでしょう。5,000円のギフトカードの件については、税務署の見解はどんなお話だったのか。していないんだったら、していない理由も含めて答えていadakたいんですが。

○赤海コミュニティ総務課長 税務署そのものには、ギフトカード本体に関してのお問い合わせはまださせていただいていない状況でございます。また、その理由といたしまして、なかなか、様々な事業の中で、対応を、ほかのものへの対応も行いつつ今日に至っているという状況がございまして、（発言する者あり）先ほど申し上げたように、その5,000円の給付と、給付そのものに関して当区の税務課ですとかそういう、前回の事例などを参考にしながらという状況でございます。

○林副委員長 ごめんなさい。伝わらないんですかね。現金給付の場合には、所得、まあ、世帯主ですとか、子どもの口座に一々入れなかったです、まとめてとか。で、今回、ギフトカードですから、所得が分からないわけじゃないですか、税務署のほうも。「小学4年生の子に本当に行くの？親が使うの？」とかになってくると、その事前相談をしないで、議案提案、予算の提案を庁内の会議体を経て出せるようなものなんですか。どうなんですか。すごく不安になってしまうんですけれども、これは私が申告しなかったら、課税対象なのに申告しない場合には、脱税で、区民の方が、もらった方が申告しないと脱税になる。しっかりと申告をしないと。そんな危ないような状態だと、そうですねと、いいことだからさあ議決しましょうということには、苦しいんじゃないんですかね。そこは、検討は、内部でどういうふうにされたのかというのをご説明していただければ、なるほどねと、そこまでちゃんと確認したんだから、これは大丈夫だと、申告しなくてもいいんだとか。いやいやいや、みんな申告してくださいよとか、話はまた別儀になってくるんですが、どうなんでしょう。やっぱり、これ、課長——課長がやらなくて当然ですよ。だって、職責じゃないんですから。やっぱり全庁的に、これは税務署にちょっと相談したほうがいいんじゃないかと。やっておいたほうがいいよとか、あるいはほかの住宅手当もあるから、所得の手当ってどういうふうにやったらいいのかと、課税のほうが高くなってしまっただけで困るから、そういったことを聞いているんですけれども、伝わらないんですかね。いや、不安なんですよ。もらってしまっただけで、受取書も書かないわけでしょ。確かに5,000円頂きましたと。それで課税対象なのに、申告しなかったら、脱税ですと言われたら、これは大変な話になってしまいますから、責任を持った答弁をお願いいたします。課長なのか。

○印出井地域振興部長 先ほど課長もご答弁申し上げましたとおり、直接的に税務署に確認はしていないというところでございますけれども、先ほどもご議論ありましたけども、雑所得というような取扱いになる中で、どういう形で今回の交付について受け止めていただくかということについては、もう一段整理をして、ご説明のときに、今後事業実施するご説明のときに、注意書き等々で留意しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○林副委員長 それもまた、驚きの連続だ。雑所得って、いろんな、それぞれ雑所得があるでしょう。この限度額に——何度も繰り返しますよ。1人の人だったら自分だけでいいですよ。家族を入れて、子どもたちとか、介護している、あるいは認知症の方とかの面倒を見ている方も含めて、入れる。入るんですか、5,000円掛ける。そこは税務署の見解というのをぜひ知りたいんですよ。そうしないと、雑所得で、ああ、オーバーしちゃった、20万だか何か分からないけど、雑所得のところを上回って入った場合とか申告しなかった場合というのは、千代田区に社会的責任のある方もたくさんおられますんで、このことによって、現金給付のときは、縦、横、斜めで、税務署ともしっかり確認を取られ

た上で補正予算なり議案を、予算を出していただいていた。だから安心して議決できましたけれども、これから確認するところで議決して大丈夫なんだろうという疑念を払拭していただきたいんですよ、責任ある方に

○印出井地域振興部長 繰り返しになりますけれども、取扱いとしては雑所得ということになりますので、そういったこと、雑所得の取扱いについて、今、委員ご指摘のとおり分からない点があるような状況であるとすれば、その辺もしっかり周知しながら事業に取り組んでまいりたいと思います。

○岩佐委員長 この雑所得の取扱いが、今のこの時点では詳しいことが分からないということで、議案の審査で、（発言する者あり）うん、議案の審査の中で分からない状態がこのまま進められるのかという話なんですけれども。

○林副委員長 出してもらわないと。責任ある方のお話でもいいんですが。

○岩佐委員長 これは、もう少し確認できることじゃないですかね。ちょっと、まだ、ほかにも質疑がありそうなので、ちょっとここを確認していただいて（発言する者あり）、その間、また、ほかの質疑を進めますけれども。まあ、税務署に聞けないのかもしれないけれども、取扱い自体ぐらいは。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 雑所得ということについては、前回の例であったりとか税務課等の中で確認しているところがございますので、委員ご指摘のとおり、20万以上を超える場合には申告ということになるかなというふうに思いますけれども、それを正確に税務署等々に確認していないという状況については、先ほど課長がご答弁したとおりでございますけれども、基本的にはそういう考え方で、我々としては間違いないのかなと思っています。ただ、ご指摘のとおり、しっかりそういう取扱いについて確認する必要があると思いますので、その辺りは確認をさせていただきたいと思います。

○林副委員長 それは……

○岩佐委員長 あと、20万を超えないまでは大丈夫ということまでは確認しているということです。今までの事例とか、税務課では確認をされているという。（発言する者あり）

○林副委員長 えっ。じゃあ、これ、大丈夫なの。申告しなくていいの。（発言する者あり）

○岩佐委員長 申告はしなくてもいいとか、その、今までの事例に照らして確認されたことというのはまだ報告いただいていないので、そこはちょっとご答弁いただいて。（発言する者あり）その範囲の中で。

○林副委員長 だから、プリペイドだから。現金だったら確保できますけども、プリペイドカードだから。（発言する者あり）

○齊藤税務課長 委員長、税務課長です。

○岩佐委員長 税務課長。

○齊藤税務課長 はい。ちょっと、所得税の関係なので、区民税とはまたちょっと違うところなので、正確には、今、部長がご答弁したように国税のほうに確認しないといけない部分ではございますけれども、一般的なのというところでお話をさせていただくと、今、部長おっしゃったように、いわゆる給与所得以外の所得で雑所得で、20万円を超える場合には確定申告をしなければいけない。20万円を超えない場合は、雑所得総体として20

万円を超えない場合は確定申告は不要というふうに、一般的には言われているというところまでご答弁できると思います。

○林副委員長 言っている意図が……

○岩佐委員長 あと、先ほど林副委員長がおっしゃっていた、じゃあ世帯なのかそれぞれなのかというのちょっと分かりにくかったんですけども、その20万円というのは1人だったら超えようがないですけど。

税務課長。

○齊藤税務課長 はい、税務課長です。

税の基本的な概念としては、その個人にかかる税ということで計算をさせていただいております。その際、いわゆるご家族とかがいらっしゃった場合には、ご家族の扶養控除とかそういうふうになって、いわゆる税の、税法の中では世帯という取決めというのは基本的にございません。

○林副委員長 それは……

○齊藤税務課長 そこはご答弁させていただきます。

○林副委員長 いいかな。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 そうすると、自信を持って責任ある方と言ったんで、今回のこの5,000円を、ご家族が多い7人家族、8人家族で、まあこれだけだったらね、このプリペイドカードだけだったらいけないけれども、千代田の区民の方って、雑所得がある程度ある方、分かりやすく言うと、都市計画審議会に入られている方の給与とか景観審議会に入られている給与とか消防団何とか運営委員会のとか、雑所得になるわけですよ、小さなところで。これで、ちょっとのところをオーバーしてしまった場合には、申告しないと、プリペイドカードであろうとも脱税になると。子どもの数の1万5,000円とか2万円をプラスすると。ここを、議案を出す前の段階で確認されたかどうかというのを今お聞きしているわけなんですよ。どう——していないんで、一般論というのは多分地方公務員の方だから法律はお詳しいんでしょうから言えるんでしょうけれども、特定の議案なんで、どういうふうに確認作業をされたのか、そして、雑所得がある程度ある方々が、オーバーフローというか、家族分で、自分の5,000円だけだったら申告しなくてよかったのに、家族分があったら行っちゃうと。これはどういう税務署との確認をしたのかというのを聞いているんです。一般論の話ではない、個別事案です。この補正予算の個別事案について、（発言する者あり）庁内でどういうプロセスでやってきたのかって。（発言する者あり）ちょっとうるさいんですけど、委員長、注意してくれる。

○岩佐委員長 ちょっと、今、個別の事案でも大丈夫なのかという問合せ、問合せ、質疑なんですけれども。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 先ほどもご答弁させていただきましたけれども、林副委員長おっしゃるような形で個別具体的に税務署には確認しておりませんけれども、これまでの事例と税務所管課から雑所得の取扱い、それから世帯の取扱い、先ほどご答弁申し上げましたけれども、その辺を確認した上で今回の制度設計を検討したところでございますので、ご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 雑所得の取扱いとしては確認をされていると。

○林副委員長 したの。いつ。

○岩佐委員長 されているということをご答弁いただいていますけど……

○林副委員長 いつしたのかと聞いているんだけど、さっきから。したんだったら。12月10日以降で。

○岩佐委員長 確認された時期とか、分かりますか。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 税務署に個別にはしておりませんので、検討するプロセスの中で、前回の、過去の事例を確認し、税務課のほうに照会したというところなので、そこを踏まえて様々な議案を提出するプロセスの中での基準日とか制度設計を企画したところがございますので、そこを確認した明確な日付というところについては、ちょっと持ち合わせていないというところがございます。

○林副委員長 うん。で、元に戻るんですけど……

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 本当は委員長に議事整理していただきたいんですが、そういったのは地域振興部だけでやられたのか、どういうメンバーの、様々な部署があるんで、確認をされたのかというのは再三聞いているんですよ。で、もう一度、一つは、じゃあ頂いた、5,000円のを頂いたら、申告しなくても脱税にはならない、申告しなくちゃいけない必要性はないという断言ができるのかということと、組織体としてどういう、地域振興部内だけでやったのか、どこでやったのかということのを全然お答えにならないんで、何かもやもやがすっきりしないんですよ。

○印出井地域振興部長 この本件を我々のほうとして、財政課等も含めて国の交付金を活用して、物価高騰支援の対策事業ですね、そういったことを地域振興部として所得制限のないものとして企画立案を受け止めさせていただきました。そういった中で、先ほど来申し上げている税の関係の課題については、我々のほうで確認をさせて、その、税務署には確認はしていませんけれども、前回の交付金るときであったり、税務課のほうに確認をさせていただいたというところですよ。

それから、先ほど申し上げましたけれども、雑所得は20万円を超えると申告、それから税については世帯ではなくて個人というところですけども、その辺りの個別具体の取扱いについてはもしかしたら様々なケースがあるかもしれませんので、そういったものの取扱いについての周知等については検討してまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○林副委員長 いやいや。全然。それは……

○岩佐委員長 これ、20万を超える人もいるかもしれないけれども、その人たちがしかるべき手続を取れるように今後説明していくというご答弁で、今の状態ではそれ以上はもう出てこなさそうですね。（発言する者あり）

はやお委員。

○はやお委員 確認したいのが、通常だと支払証明書というのを発行すると、雑所得の20万、もし、例えばオーバーだなと、しそうだなという人は、例えば支払証明書を要求したら、支払証明書は発行していただけるんですか、例えば。発行するつもりはないのか。

それともなければ、みんな一律に発行する予定でいるのか。その辺の、ちょっと運用だというのはね、これは現実ある、論理的にある内容ですから、そこはお答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 求めに応じて発行するように準備をしたいと思います。

○はやお委員 あ、そういうことですね。（発言する者あり）大変だぞ。

○岩佐委員長 ほかにこの点で何か質疑ってありますか。大丈夫ですか。（発言する者あり）

春山委員。

○春山委員 関連なんですけれども、午前中のところでも少し質疑というか言わせていただいたんですが、区民サービスで区民の皆さんに対して、物価高騰の中、支援をしたいということであれば、代表質問のところでも質疑させていただいていますけれども、やっぱりシチズン・セントリックという、住民一人一人に対してどういうサービスが本当にふさわしいのかということは、やっぱりちゃんと分析する体制に持って行っていただきたい。それには、先ほどからのデジタルの力ももちろん必要だと思うんですけれども、多子世帯の家族が受け取ったらどうなのか。3月から4月に異動する人たちはどうなのか。非課税世帯の人たちはどうなのか。まあ、外国籍の件もそうですけれども、その6万9,000人の方々がどういう区民なのかということをちゃんと分析した上でどういうサービスを提供できるのかということ、やっぱりこれからのデジタル推進の中でしっかりと取り組んでいただきたい。可視化していかないと、この30%の事務費というのが、じゃあ本当に皆さん納得するのかというのもすごく疑問なので、副区長もいらっしゃるところなので、今後のこのデジタル化の推進って、ほんと、今回給付するのであれば、そこに併せてマイナンバーカードのひもづけのプロモーションをしていくなり、今後の方向性も合わさるような形でこの事業が出されるのが望ましかったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○夏目デジタル担当部長 今、住民一人一人にふさわしいサービス、いろんな分析を行政に生かしていくということの例示の一つかなと思って、受け止めております。

令和7年度に向けて改定をしておりますDX戦略のほうではデータの利活用ということ掲げておりまして、来年度中はそちらのデータの利活用、複数年度にわたりますけれども、検討していくことにしております。そういったいろんなデータを集めて分析して、区政あるいは住民一人一人の暮らしというところにデータの結果を分析した結果を活用していくということについては、今後きちんと検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

小林副委員長。

○小林副委員長 先ほどちょっとさらっと流れちゃったんで、確認だけしておきたいんですけど。

都の支出金、この物価高騰対策・重点支援地方創生臨時給付金の1億2,300万は、先ほどのご答弁では3月以内に基準日を設けないと、これが使えるかどうか分からないみたいところで終わっていたはずなんです。それが本当に使えないんだと、これ、事務費が全然出なくなっちゃう話になると、さっきの話が全然おじゃんになっちゃうんで、その辺は確認しないと、先ほど地域振興部長が、議案が通ってから基準日を決めりゃいいやみたいな話をしていましたけれども、その辺だけはちゃんと、しっかりこの歳入部分、都

支出金の部分は確認をしておかないと、後で基準日の決定も全然動いてしまったりしちゃいますんで、そこだけははっきりお答えいただきたいと思います。

○中根財政課長 この交付金の制度自体が、全国での活用事例を踏まえて、国においても制度設計がまだ、全国の自治体の活用事例に応じてその制度設計を随時見直しておりますので、現時点ではこれについての考え方は示されておりませんので——おりません。ただ、6年度補正予算で今回の事案についてはご提案しておりますので、基準日についてはやはり6年度中のどこかの日付でやるべき事業ではないかというふうに考えております。

○小林副委員長 ということは、先ほどご答弁いただいた地域振興部長の発言はおかしいということになりますんで、鑑みてということじゃなくて、いろいろ意見を聞いてじゃなくて、もう3月中のいずれかの日に決めるということによってよろしいんですか。そこだけ、ちょっと確認をちゃんとしておかないと。

○印出井地域振興部長 私も先ほどご指摘様々いただく中で、転入、転出の動向を踏まえた形での検討ができないかというような中で、基準日について弾力的な運用の可能性について検討していきたいというご答弁を申し上げましたけれども、やはりその中で、一つ、国の交付金を使う、国の令和6年度の補正予算を使うということを踏まえると、国の制度は先ほど財政課長がご答弁申し上げましたとおり、まだ固まってはおりませんけれども、やってみたら交付金が下りなかったというリスク、そういったリスクを避ける上でも、先ほどのご答弁と食い違って恐縮ですけれども、令和6年度以内の基準日を設けるということのほうが確実ではないかというふうに考えておりますので、先ほどの可能性があるという趣旨の答弁については、大変申し訳ありませんけれども修正させていただきたいと思えます。

○小林副委員長 そうすると、今の部長の答弁からすると、先ほどからずっと議論していましたが、基準日を3月中、年度いっぱい決めた場合は、それ以降の人には、転入してきた人には払わない、それから転入していた人には払うということが確定したということによってよろしいですか。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。ご指摘のとおりでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

林副委員長。

○林副委員長 新年度予算も、たくさんのギフトカード配付から現金に変えるというのが出て、ありますよね。新年度予算でね。例えば子育てのところの、2歳を迎えるお子さんに6万円とか給付しますとか、これも課税対象になってくると、先ほどの話、縦、横、斜めと言ったのは、区で独自政策で給付する、雑所得に当たる一覧表というか、メニューだけ今すぐ資料というわけにもいかないんでしょうけども、当たるものをどれくらいあるのかと、当然想定されていると思うんですよね、新年度予算も編成過程にあるんで。それを基に税務署に聞くというのが自然な形だと思うんですけども、それぞれ各部、雑所得に当たる給付というのがあれば、で、その金額の限度も含めてお答えしていただけますか、各条例部ごとに。

○岩佐委員長 各条例部ごとに。（発言する者あり）

○林副委員長 雑所得に当たる給付の独自政策。あれば。まとめてでもいいですが。

○岩佐委員長 休憩します。

午後1時44分休憩

午後2時04分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。（発言する者あり）

答弁のほうからお願いします。コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。1点、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど来、今回のプリペイド式のカードをお配りした際、その5,000円の所得はどうなるのかということで、私の、当初、雑所得というふうに申し上げてしまいましたが、大変失礼いたしました。こちら一時所得の扱いになるということで、誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○岩佐委員長 税務課長。

○齊藤税務課長 今、課長が申し上げたとおりですが、雑所得であれば、いわゆる20万という線引きになりますが、一時所得ということになりますと、いわゆる一時所得の中でその線引きとなりますと50万円まで価格が上がるということで、こちらのほう、おわびして訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

○岩佐委員長 はい。（発言する者あり）たかやさんだけ。

小林副委員長。

○小林副委員長 ただいま追加の訂正答弁を頂きましたけれども、この議案については検討されていない点が数々判明し、修正も数々出てきました。これを受けて、議案提案者である区長がこの議案を提案する、それでもこの議案を提案するんだという決意を述べていただきたいと思います。

○樋口区長 様々ご議論いただきました。そもそも、こうした生活応援というのは、コロナ禍ではありましたが、低所得の方、また非課税の方、取り組んでまいりました。あるいは、あるときはペイペイキャンペーンもさせていただいた。そして、昨年度はレシ活キャンペーンと。アプリを活用したものもありました。

そうした中で、今、試行しながら、ある仕組みを使うと、この年代の方は使われないと。ある仕組みを使うと、この商店街の方は使いにくいと。それぞれ、メリット、デメリットがあるものだと思います。そうした中で、今回上がってきたのがプリペイドカード式ということであります。こちらについても、当然、長所、短所がありましようから、ご指摘のとおり、しっかりと、今回、議案を通していただければ取り組んでまいりますし、デジタルという観点では、今後につながるようなビッグデータの活用と、あるいは消費者動向と。区内で使われたのか、オンラインショッピングで使われたのか、区外で使われたのか、あるいは年代、性別、様々あるかと思います。そうしたところも活用してまいりたいと思います。

様々、先ほど来課税云々、雑所得、一時所得と、こちらの答弁も曖昧な点があったことはおわびを申し上げたいと思います。一方で、こちらは、本旨は、皆さんこそよくお分かりだと思いますけれども、区民の方が困られていると。お米が上がっている。こうした大きな話だけではなく、生活必需品、日用品、様々なものでお困りになっている姿は皆さんのほうがよくご存じではないでしょうか。そうした際に、私どもとしては、最優先は物価高対策であると。このような予算を立てまして、特に、これは3月末までにということで

ご説明申し上げましたけれども、今回の補正の最終補正ということで申し上げてまいりました。ご懸念の点があれば反対していただくということだと思いますし、しっかりと、そうした上でも賛成いただければ、今回、議案として賛成を頂きたいと、賛否を問うということが執行機関から皆様にお渡しするものでありますから、しっかりと見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林副委員長 区長に答弁いただきましたけど、その内容についてはそうでしょうけど、（発言する者あり）今、私が指摘したのは、議案を出すときというのは最低の確認はしてきていただきたい中で、その確認がなかなか取れていないというのが分かったり、それを確認するための答弁に対して曖昧な答弁があったり、訂正をしなくちゃいけない、そういう議案ですよ。だけれども、この議案を通さなくてはいけないから、反対するなら反対しろということ、けんかになっちゃうんで。そうじゃないんですよ。

そうじゃなくて、そういういろんな問題があったのは、今回、早急に出したから、ミスもあったかもしれない。いろいろな、確認できなかったこともあったかもしれないけど、それはやっぱり区長が、自分も肌で感じて、皆さんも感じているところなんで、そこは今回皆さん理解いただいて、この議案は通していただきたいというような形だと思いますよ。そうじゃないと、反対するなら反対しなさい、それで判断しますからと言うと、議論している意味がなくなっちゃう。初めっから議論しないで、本会議場を出しちゃったほうがいいですよ、それだったら。あと、数字も必要になっちゃいます。そういうことを言っていますんで、その辺をご理解いただきたいということです。お分かりいただけますか。

○樋口区長 ちょっと擦れ違っているかと思いますが、そのような意味で申し上げたわけではありません。私どもも、答弁が曖昧であったり、また修正するということではありました。その点については、先ほど申し上げたとおり、おわびも申し上げたいと思います。一方で、こうした中で議論がある中でも、それでもこちらの議案を通していただけるかということは、最終的には議員の一人お一人が、賛成、反対で示していただくということでもあります。別に、けんかをしようということでもございません。ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。これ、いろいろと本当に、まだ、まだまだ皆さん指摘したいことがたくさんあるかと思いますが、ある程度この50万円が、一時所得であること、50万円まで大丈夫だということとか、ちょっと確認が取れた部分もあります。引き続き、さらにそれぞれの、課税される、されないということもあるんでしょうから、そういったこともしっかり確認していただいてご説明いただければと思います。

また、先ほど林副委員長から、一覧ですか。これは雑所得の場合の話で一覧ということの、（発言する者あり）事業の一覧。これは引き続き、欲しい、議論のために欲しいということでよろしいですか、資料として。さっき雑所得……

○林副委員長 議案審査……

○岩佐委員長 うん。今。今、必要ですか。

○林副委員長 必要だったら、時間を取るんですか。

○岩佐委員長 いえいえ。一応、これ……

○林副委員長 ……って、何を……

○岩佐委員長 お金が実際入るのは7年度になるので、7年度予算のほうでやっていただ

こうかなと思っていたんですけども。

○林副委員長 何を言っているのか、全く分かりません。6年度の補正予算で引き続きという意味が分からない。

○岩佐委員長 あ。（「ほかに質疑ありませんかと……」と呼ぶ者あり）

林委員が、林副委員長が先ほど求められた資料なんですけれども、まだ引き続き求められますかと聞いています。

○林副委員長 出せるんだったら出してください、出せるんでしたら。それを整理したんじゃないですか……

○岩佐委員長 それは、先ほど林委員が求められた、雑所得の一覧、雑取得になる事業一覧についてというのは、資料として今日出せますか。

○中根財政課長 そのような形の一覧表というものは作成しておりませんので、ちょっと、作成するとなると、1日、2日単位の日数でできる資料ではなくなる——1日、2日の期限内で作成できる資料ではないと思います。思っております。

○岩佐委員長 この資料は今日中には用意できないんですけども、私からとしては、これ、実際に収入になるのは来年度7年度になりますので、7年度の事業一覧として、その予算の7年度当初予算の方でもう一度ご質疑していただければと思うんですけども、林副委員長、それで大丈夫ですか。（発言する者あり）

○林副委員長 理解が……全然違う。理解できない。（発言する者あり）

○岩佐委員長 えっ。

○小林副委員長 休憩、休憩。

○岩佐委員長 休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時19分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

先ほど林副委員長が申し入れられた資料については、本日中にはできないということでした。議案の審査に当たっては、これに限らず、しっかりと資料をそろえていただくことは改めて申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ほかにご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、ここの部分は終了して、次に、補正予算説明書の48ページ、49ページの説明を受けます。

○須貝基盤整備計画担当課長 補正予算説明書の48ページ、49ページです。環境まちづくり費、道路公園費、道路新設改良費、工事請負費の補正でございます。

自転車通行環境整備の神田警察通り道路整備Ⅱ期工事におきまして、工事の妨害を受け、工期が延伸したことに伴い、工事施工体制の維持に要する経費に不足が生じるため、追加の予算計上を行うものでございます。補正予算額は2,097万1,000円でございます。

また、後ほど繰越明許費の審査でもご説明いたしますが、工期内完了が見込めないため、現年度予算と合わせ、全額繰り越す予定でございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 質疑を受けます。

○小枝委員 先ほどの項目は資料もあって熱心な議論がされたわけなんですけれども、こちらのただいまのものについては、何も、積算の根拠もなければ何の資料もない。非常にやりにくいんですけれども、やりにくいなりにやらせていただきますが。

通常は、これ、誰に聞いたらいいのか分からないんですけど、じゃあ、例えば物価スライドはないのか、そういう積上げ、積算単価はないのか、ガードマンはどうなっているのか、一体どういう内容なのというのが、通常はまず説明があってしかるべきなんです。何でこれ、資料ゼロなんですか。そういう判断をしたのはどなたなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほど申し上げた、内容的には工事妨害に伴う現場管理費の増ということで、例えば数量が増えたとかそういうことではなくて、実際に妨害された際の工事の実施分ですとか、それから工期が延びた分ですね、その工事施工体制の維持と、そういうものに費用がかかったということでございます。

○小枝委員 施工体制というその内容ですね。そして、今まで使った内容ですね。これ、委員会のほうでも指摘をしているはずなんですね。そうしたものがなければ、何にどれだけ使ったのかも分からずに、これだけ不足しましたというだけでは、説明にならないんですね。中身が、これは土木だから土木の工事費なのか、材料費なのか、労務費なのか、機械設備費なのか、バリケード代なのか、看板設置代なのか、安全対策代なのか。さっきも言ったけど、物価スライド代なのか。そういう積算根拠というものがなくして、2,000万円というのを言われても、何の2,000万なんですかということになっちゃうわけですよ。ちょっと、ちょっと、積算の中身を教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 施工体制の維持費というのを、結局進んでいない部分の人件費とか、車両のリース代ですとか、資材置き場の経費、そういうものでございます。

○小枝委員 これ、補正予算ですのでね、ここで一つ一つ詳細に詰めていくということは限界があるのかもしれませんが、そういう場合は後の本予算のほうでしっかりとした質疑なり資料要求をしていけばいいのかなというふうに思うんですけれども、ただし、この内容に関して言うと、去年の予算だったか決算だったか、このまま強行してできるんですか。つまり、仕事を、皆さんがおっしゃる、イチョウを残せの方を皆さんは反対派とおっしゃるけれども、あと桜派と、これ、分かれることは必要ないと思うんですけど、その、これでいくんだというふうにやることによって前に進むんですかということを行いました。私じゃないけれども。そうしたら、いや、できます、やれますというふうにおっしゃったんですよ。ところが、滞っていると。で、これ、一つ、これって、本会議でもやり取りしたけれども、私も樹冠被覆率で怒っているわけではないと。区民がここまでこじれてしまったのは、どちらかという、もっと肌感覚とか皮膚感覚とか、もう、腑に落ちないさとか納得感のなさとか、何でこういうことになっちゃうんだろうという思いなんだろうというふうに見ているわけです。

で、ここで、大きなところで聞いておきたいのは、端的に答えていただきたいんですけれども、今までかった弁護士代と警備員代というのは積算で幾らになっていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備費ですと、そうですね、これまで、令和4年度からですけれども、約1,300万余ということでございます。それから、弁護士費用の方ですと、

これまでで、ちょっとまだ未払いの部分がありますけど、760万余ということでございます。

○小枝委員 この今回増額分に匹敵するようなことなわけですよ。それで、ここで細かいところにずばっと入っていくのは、きっと皆さんもお嫌かもしれないし、それが区民を幸せにする議論になるのかというのは、私自身としては何時間でもかけてやりたいところではあるんですけども、全体像を1回整理して言っておくと、本会議場で岩田議員のほうから提示された話からすると、平成29年の2月から、年に2か月、3か月に一遍ぐらいで、影の、こんなような、この影の議会みたいな感じで、逮捕された議員さんと、それからそのときの副区長と今の副区長でもって、会議を日本橋の個室で持っていた。その、（発言する者あり）平成29年と30年というこの神田警察通りの場合は、平成30年に大きく方向を変えたんですね。それまでは、ガイドライン上も、もう、ここはこのⅠ期とⅡ期だけは、木を守って、歴史空間を守ろうということで、大阪の御堂筋みたいな、そういう場所として、あの歴史的な景観を守ろうというガイドラインになっていたんだけど、平成30年から大きく変わるきっかけになって、それは第14回協議会なんですけども、協議会でいきなり変わるわけじゃないから、その前から徐々に変えていくんだけど、そういう意味で、結局は議会が幾ら何を言ったって、これについてどうですかと言ったって、もう、一旦、裏の会議で、副区長さん、坂田さんが決めてしまえば、逮捕された議員さんと一緒になって決めてしまえば、もうここで幾ら何を質疑しても、それ自体は茶番なんですよ。もう、こういうの、何でしたっけ、学芸会なんですよ。そういうね、意味のないことによって、区民から見れば、何か腑に落ちない、何で自分たちが知らないところでデザインの提示もなく、そしてデザイン費のために作られた1,000万の予算は警備員代にすり替えられ、力ずくでやってくる。で、その警備員は、区民の方に傷害を負わせているのに、それも今の区の広報課の資料には載ってこない。で、また傷害を負わせた警備員会社とまだいたずらに、1日、一晩8万円の報酬を払い続けている。こういう、この腑に落ちなさというものがあるという中で、それでも区民は譲る心を持って、区のほうに、今、せめて信号のところだけ4本残してくれませんかという要望書、出ていないですか。区のほうで持っていないですか。区長のところに出ていないですか。どうなんですか。お答えください。

○岩佐委員長 要望書は出ていますかと。

課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今の、ちょっと長いお話でしたけど、（発言する者あり）質問の、その要望書は拝見してございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 長い質問の中身、聞いていましたか。（発言する者あり）平成29年と平成30年の中で、この区議会のほかに、年、3か月に一遍というのは意味があるんですよ。それは定例会の前に、日本橋の個室で、京橋かもしれないけど、ここにいる坂田副区長と当時の副区長とそれから影の、まあ、逮捕された議員さんとが、会議を、ミーティングを持っていたわけですよ。それは何を意味するかということ、もう存在そのものが、影の区長としての重みを持ってくるわけです。これは必ずやるぞと、これはここでこうするぞと。そうすると、デザインもへったくれも住民参加も住民の思いも来ないんですよ。だから、

私は、どちらでもいい、結論から言えば、本当にみんなが幸せになる方向であれば、そしてこの仕事がいみんなが幸せになる方向に進むのであれば、どういう形であっても私はいいんです。だけれども、この2,000万で住民が幸せになるのかどうかというのは、私自身は、信号のところ、4本残してほしいという要望が出ていることも内密にしているような体制の中で、甚だもう対話という余地が一切ない。で、胸を張れるような状態にないのは千代田区のほう。で、このような不透明な状態の中で決められたことに、町会長さんだって気の毒ですよ。そうじゃない方の住民だって気の毒ですよ。いつまでやっているのかと。だから、対話をし、調整し、区民が幸せになる2,000万になるのかどうかということの答弁を聞いたなら、私はここの枠は、それで結構です。いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 対話というお話だったんですけども、まず、この協議会でずっとお話もしてきたと、それから議会でもご議決を頂いたと。あと、訴訟、幾つかございますけれども、その中で住民らのまちづくりに参画する権利、または利害を侵害するものではないと。また、住民訴訟のほうでは、工事の手続で住民の意向の聴取や反映が不十分ではないと、そういう判断がございます。ですので、こういう状況の中で、工事は適切に進めていくことが重要だと認識してございます。

○小枝委員 その今までの経緯の中では、前副区長の供述調書というのは出ていないわけですよ。ないわけです。平成29年と30年の、もしかしたらそれから現在に至ってもずっと密談、そうしたブラックボックス会議があったわけですよ、秘密会議が。そういうところで、区のトップ、まちづくりのトップと、この事務を行うほうのトップが、区議会の、一応、まあ、ドンというのか分かりませんが、これで抑えてくれと、そういう話になっていたということに対する、地元の区民から見ると腑に落ちないなという、どうしてこんなに見慣れた景観、もうずっと愛していた景観が壊されてしまうのかと思う側への一定の配慮や共感というものが、この千代田区の行政の側に一切ないというところがやっぱりこの問題の根底にあると思うんです。今、この場で幾ら須貝課長にそれを申し述べても同じことの繰り返しになると思うし、もう6年も7年も同じところの担当者として区長も替えないというところを考えると、もう、やっておしまいという感じでね、区長はすぐ笑うんですよ。うん。区長はすぐそういうときは笑うんだけど、そういうやり方で、本当にいいまちやいいみちになるのかというところ、そこはいささか問題が多いと思います。弁護士代も警備員費も、合わせれば今の補正予算並みに、もう支出している。今後のところでも警備員費というものを予算組みしているんですか。今まではずっと流用で来たじゃないですか。

あの警備代って、すごく不思議なんですよ。私は現場に今行っていないんだけど、体を巻き、警備員さんが体を巻きつけているらしいんですよ、木に。警備員さんが木に体を巻きつけていたら、これって、確実に切れるはずなのに、帰っちゃうんですよ。それじゃあね、一晚8万円の警備員さんは何をしに来ているのかなとか、もう、何、すごくこう、謎なんですよ。何をなさっているのか。本当は、そこら辺は警備員配置計画とか人数とか単価とか、それぞれの役割はどうなっているのかというところ、あとは広報のこととか聞きたいんだけど、本予算がここから入ってくるところではあるので、その中でしっかりやらせていただきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願いします。（発言する者あり）

○岩佐委員長 答えていただけますか、一応。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご質問については、しっかりと真摯に答弁していきたいと存じます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

次に、50ページ、51ページの説明を受けます。

○中根財政課長 介護保険特別会計繰出金でございます。この後に出てきます介護保険特別会計補正予算に伴いまして介護特会の繰出金が不足いたしますので、その金額を追加で計上するものでございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。なしと認めて、次に、52ページ、53ページの説明を受けます。

○中根財政課長 諸支出金の財産積立金です。目の1から7までが政策経営部所管でございます。そこまで併せてご説明申し上げます。

この後出てきます歳入の上振れ分と、新たに見込めた基金の利子につきまして、その分の財産積立金として、それぞれの基金へ積み立てをするための予算を追加いたします。

○窪田福祉総務課長 続いて目の8、地域福祉支援基金積立金でございます。こちらも1から7と同様でございます。積み立てるものでございます。年度当初は利子の金額の見込みが立たないため、科目存置として5万円を計上しておりましたが、利子が見込みが立ちましたので、追加で8万1,000円を計上するものでございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

質疑を受けます。この点について何か質疑ございますか。（発言する者あり）

○のざわ委員 基金、この基金も含めまして、千代田区は非常に潤沢な基金があると思いますので、その預け先と、あと、もう、いつも厳密にご検討いただいていると思うんですけど、非常にこれから経済が厳しくなる中で、その基金の預け先のところと個別分別保管等々の観点から預け先と、あと、これだけ千代田区もDXで、財政、区政の見える化が行われてきていますので、将来的にはこの基金の、急にというわけではないですが、運用という観点からの視点の検討も将来的にはいかがかなと思ひまして、ご質問させていただきました。（発言する者あり）

○岩佐委員長 基金の預け先と将来的に運用を考えているのかどうかという考え方について。考えてはどうか。

財政課長。

○中根財政課長 預け先につきましては、あ、どちらから。まず運用、運用した結果、今回の利子になっているわけですから、まず、まず、この基金の運用に関しましては、

安全かつ確実にというのが、条例だったかな、すみません、根拠規定に定まっておりますので、安全な投資先というのがまず大前提でございます。ですので、運用だけを考えれば、〇〇国の投資とかみたいなのとかという、すごく利子の高い投資先もちろんありますけれども、そこはやっぱり、利子、この区民の貴重な税金の積み立てた基金ですので、やっぱり目減りしてはいけないというのが最大のところですので、そこについては安全なところを選択して運用しております。安全なのということであれば、やっぱり金融機関の格付とかというのを参考にして、その中でもできるだけ利息のつくものというのを、専門家のご意見を聞きながら投資をして、できるだけ投資をした結果、今回、市場の金利の動向と合わせてこれだけの利子が見込めているという、利子を見込めているのでそれを積み立てるという状況でございます。

〇のざわ委員 いいです。

〇岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

はやお委員。

〇はやお委員 このところでは、簡単に。

今回、こういう基金のほうの振り分けをするということになれば、当然のごとく原資になるのは不用額だと思うんですね。不用額が繰越明許並びにこの基金に入れて振り分けていくということになると思うんですが、あと、ほかにあるのかどうかというのはお答えいただきたいし、特に一番確認したいのが、不用額で当然のごとく経常的経費というのは、当然、義務費、義務経費と同じですから、ほとんど同じだろうと。でも、やっぱり投資的経費というところが、実際、不用額は構造的に整理しなくちゃいけないことだと思うので、今回のこの基金への振り込みに際して、この不用額が、投資的経費、経常的経費がそれぞれ幾らで、それを繰越明許では幾らを渡して、基金には、いいですよ、財調のほうも含めて全部の基金を基金のほうに振りましてというそのところだけ、ちょっと確認しておきたいと思います。分からなければ分からないと言ってください。

〇中根財政課長 ちょっと、すみません。今回のこの基金積立におきましては、資料の、資料2のその歳入のところで出てまいります。この歳入のいろんな歳入の、ちょっと区税は下振れがありますけども、上振れですとか地方消費税交付金の12億ですとか、特別交付金の24億とかという、新たに見込めることになった歳入と、あとは、その先、先ほどご説明しました基金の利子と、このいろんな頂いている寄附金と最後の8番の5年度の決算の繰越金、はやお委員がおっしゃっているのは、多分これを不用額とおっしゃっているんだと思うんですけども、この5年度の決算を締めた結果、22億余が来年度使わないで、来年度に、今年度ですので、6年度に持ち越した金額がそれがそれぞれありまして、それが先ほどのいろんな諸積立金になっているという状況でございます。

ですので、繰越金につきましては、おおむね、おっしゃるとおり、投資的経費の不用額が多いんではないかと思います。監査のときに、監査委員の皆様からご指摘いただいたのは、たしか耐震補強が数億円とか、私立保育所運営補助がやっぱり数億円とかという感じで投資的経費というか、区のほうで言う枠外経費、政策的に判断している経費について余って執行残が多くて、繰越金となっているところがありますので、その辺りにつきましては、やはりできるだけ不用額とならないように適正額を計上するように、改めて、してまいりたいというふうに思っております。そして、基金の積立先につきましては、毎年の執

行状況、繰入金繰入れの状況に鑑みまして、まず基本的には2分の1を財調基金に積み立てなければいけないというのが地方財政法に決まっていますので、それ以外のところにつきましては、繰入れの状況を踏まえて、今年度活用が見込まれる基金がどれであろうというのを、財政課を中心に検討して、積み立てる先を今回のように決定しております。

○はやお委員 分かりました。今のご説明で、一つが、このお金でいくと歳入の上振れが12億ということで、そしてあと基金の利子等々があると。そして、5年度の、私が言っている不用額というのは当然、令和5年度の繰越20億というのが、結局は投資的経費、そしてまた経常的経費としてどっちが多いかと言ったら、投資的経費、これが新規のものですから、これがどういう構造になっているかということを確認したいんです。それで適正に基金としては振られているねということが分かるのであれば、分からないのであれば、これはまた予算のところで確認していきますけれども、ちょっとそのところを答えて。

○中根財政課長 繰越金の中では分かるのかというところですけども、基本的には枠、経常的経費については例年の執行率が、すみません、ちょっと度忘れしてしまいましたが、85から90%ぐらいだったと思いますので、そこまで余っている、不用額となっている状況ではないと思います。ですので、投資的経費の部分が不用額となっている傾向が強いので、そこをいかに、より精緻に必要な額と、来年度のその事業がどこまで執行できるかというところの見込みがどこまで精緻にできるかというところが、その不用額を少なくするためにはその部分が非常に大きな役割を担っているというふうに考えております。

○はやお委員 まあ、投資的経費、分かります。いろいろな入札等々のことで、積算根拠を少し、そんなことを言うとあれですけども、多めにやっていかないと、現実ですね、現実、入札がなかなか不調に終わったと。私も委員長をやっているとき、多かったですよ。だから、そういうところのものもあるでしょう。でも、そういうところの構造がどういうところにあるかというのを知りたいのが、何かといったらば、みらいプロジェクトのことは確かに終わりました。だけど、みらいプロジェクトで本来やらなくちゃいけないのは幾らあるかといったときに、500億という数字がつかみで出てきたわけです。で、今回のところは、公共施設のその方針の中では約400億ということになって、その違いが出ていますね。そうすると100億違うからいけないと言っていることじゃなくて細かく見ていかななくちゃいけないんですけども、本来やらなくちゃいけないことをやっていないんじゃないかということ、我々は、私は当初予算のところでは確認していきたいと思うんですけども、ここのところで何をやっぱり確認しなくちゃいけないかということ、当然のごとく、建築費も上がってくる、労務単価も上がってくるという中で、本当にやっていけるのかということなんです。また、6億、8億ということですね、いけないということじゃないですよ。子どもの、中高のところにもまたやっていくわけですよ、永続的な形で。そういう財政計画が本当に、縦、横、斜めに、そして、民間開放の使い方として、これが適正にこの、特に投資的経費のところについて充てていっているのかということを知りたいわけですよ。そのために、基金のところで、たまっている、たまっていると。来年のを見れば分かるんですよ。利子だけで8億ですから。そうしたら、それはたまりゃ、金利も、利息もなりますよ。でも、そこでたゆまぬ努力を財政的にもしていかななくちゃいけ

ない、人的にもやっていけなくちゃいけないというところで、この辺はどういうふうを確認しているのかということをお答えいただきたい。

○中根財政課長 はい。ご心配いただいているとおり、必要な投資的な事業につきましては、今後必要な投資的な事業、例えば区立の施設ですとか、老朽化に、何もしないでおきますと老朽化がどんどん進行してしまいますので、必要な時期に必要な手当てをして、できる限りできるだけ、適切な時期に適切な手当をして、きちんと適正な管理をしていく必要が、それは当然あるというふうに思っております。そのときに必要な手当てがきちんとできていないというんじゃないかというご指摘かと思えますけれども、その点につきましてはそのようにならないように、区有施設であれば所管課を中心に施設経営課の協力を頂きまして、土木施設であれば道路公園課を中心に環境まちづくり部全体として、その時期に必要なものが先送りされていないかというのは適切に判断を頂いて、7年度、今回のこともそうですし、次年度以降にも計算、それはどの時期に必要なかというのを適切に判断しております。そのための基金、そのためにそれが財政面のほうからできなくならないようにということで、基金についてはその計画を十分に勘案しまして、基金の額を、基金の残高ができるようにというふうに、必要な部署と連携しながらやっております。ですので、その一部の事業においてはお金、先ほどお話ししました、監査委員からご指摘いただいたようなところは、人的な問題というよりも、なかなかうまく年度間で執行がいかないという事業かなというふうに思っております。ですので、もちろん、中には、人的になかなか十分に労力が足りないということもあって執行が及ばなかったということもあるかもしれませんが、基本的には必要なお金と必要な労力というのは予算を提案するに当たってできているのではないかとこのように思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○岩佐委員長 ほかにご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありがとうございます。以上で、歳出に関する質疑を終了します。

続けて、一般会計補正予算第4号の歳入について審査に入ります。補正予算説明書24ページ、25ページの説明を受けます。

○齊藤税務課長 補正予算第4号の歳入についてご説明させていただきます。特別区税のうち、特別区民税現年度分の減額補正についてご説明いたします。今回は減税ですので、資料も使いながら、少し丁寧に説明をさせていただきます。

特別区民税現年課税分は現年度分と過年度分がございますが、今回減額補正に上げておりますのは、そのうち現年度分でございます。

令和6年度の特別区民税現年度分の当初予算編成におきましては、平成30年度から令和4年度までの5か年分の決算額の伸び率のうち、最大伸び率、最小伸び率の年度を除いた中間3年度分の平均伸び率の4%として、これを、前年度の令和5年度の最終決算想定額に乗じて編成いたしましたところでございます。今回参考にしたのは、平成30年度から令和4年度までの決算額と令和5年度の決算想定額でございまして、まさにコロナ禍前、コロナ禍中、コロナ禍後を含んだ年分でございました。

令和6年度住民税は、令和5年の1月から12月までの所得に対して、令和6年1月1

日に居住する地である市区町村が課税する税でございます。その令和5年中はコロナ禍の最終期中から5月8日の新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更された時期以降、日本が大きく活性化した年であり、民間の賃上げ上昇率が3.6%となり、33年ぶりの高水準を記録、日経平均株価においても1月の大発表から12月の大納会までの年間、上げ幅が7,369円と、34年ぶりの上げ幅を記録した年でございます。少なくとも、そうした背景において、これまでの実績から、過去の平均伸び率4%以上の歳入が見込めると判断し、当初、編成した次第でございます。

しかし、令和6年6月の当初課税が完了し、納税通知を発布後、現年課税の調定額を確認しましたところ、編成した当初予算額に到達するのが厳しいということが判明いたしました。なぜ当初課税調定額が想定額に届かないかという点について、住民税に関する様々な項目の分析を開始いたしました。物価高騰に伴う賃金上昇や景気の動向、歳入となるプラス要素が多い中、想定以上のふるさと納税が区民に一層浸透してきた点などの影響も多少あると考えております。中でも大きな要因が、資料の補正予算特別区民税参考資料となります。こちらをご覧ください。

この資料は昨年7月1日時点での調査の数値でございますが、非常に詳細に分析をしている唯一の調査で、区でもベンダーに数値の抽出を依頼して作成している統計調査の抜粋となりますことをあらかじめご承知おきいただき、ご覧いただけますようお願いいたします。

本表は、税率を掛ける直前の課税標準の金額別の状況について、下段が令和5年、上段は令和6年度を比較したものでございます。数値は両方とも7月1日時点のものとなります。

まず、納税義務者数、課税標準額、そして、それに税率を掛けた後の算出税額、次に税額控除計、次に税額調整額、配当割額の控除額、株式等譲渡所得割額の控除等控除額と、住民税を計算するための控除額類、区民税と並んでおります。算出税額からこれらの二つの控除を引いた残りが概算の区民税となります。昨年度と比較し、1.7%の増となっております。

そして、注目していただきたいのが、課税標準額が5,000万円を超え1億円以下の層と、同じく課税標準額が1億円を超える金額の層の部分、クリーム色の行をご覧ください。納税義務者の人数割合としては1.3%と0.36%で、およそ2%の割合です。その方々の区民税となると11.2%と16.6%で、およそ28%近くを占めております。そして、その層の区民税がマイナス10.9%、マイナス2.9%と、減少していることが分かります。課税標準額は5,000万以下のものの、全体では区民税が順調に伸びているのが緑色で表示しておりますが、マイナスとなっている赤字の部分もありますが、さほど歳入全体に影響を及ぼしてはおりません。やはり5,000万以上を超える層がマイナスとなったことによるところが大きく起因しております。

また、この表には載せておりませんが、マイナスになった状況をさらに分析してみますと、分離課税の株式等に係る譲渡所得金額が昨年から大幅に減少していることが判明いたしました。結論を申しますと、令和6年度特別区民税現年課税分の現年度分の当初予算において、総合的に4%以上の増収となる見込みの下、予算編成をしましたが、高額所得者層の分離課税部分の所得の大幅な減収等により当初の見込みに達することが困難となったため、6億円の減額補正をさせていただきます。

長くなりましたが、丁寧に説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この点についてご質疑ありますか。ない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ないんですね。ありがとうございます。

どこまでやったんだっけ。次に、26ページ、27ページの説明を受けます。

○齊藤税務課長 続きまして、予算説明書の26ページ、27ページ、特別区民税のうち、たばこ税の減額補正についてでございます。

たばこ税は、入湯税と同様に申告税です。たばこの輸入・製造事業者が、たばこ販売事業者、また小売店に売り渡した本数を翌月の小売店の所在の区市町村に申告し、納付する税でございます。

年間の流れとしましては、3月に売り渡したたばこの本数を4月に申告、納付し、年度がスタートします。そして、翌2年の売渡し本数を3月に申告、納付することで、年度のたばこ税の総額の歳入が決まります。

コロナ禍においては、世の中の勤務形態が大きく変化し、在宅勤務が増えたことにより、昼間人口が多い千代田区では、令和2年度、たばこ税の歳入が12億円ほど減少いたしました。その後、徐々に回復し、令和5年の5月、コロナ禍明けからたばこ税が大きく成長し、ご案内のとおり、一月当たり3億円超の歳入が続きました。そうした中、令和6年度たばこ税の当初予算の確定最終段階である1月上旬においては、その令和5年度の最終決算予想額に近い額、およそ38億4,000万円での予算設定となりました。しかし、コロナ禍が明ける少し前から、今後の売上げ増を見込んで大量に輸入・製造し始めた事業者から卸された商品が思いのほか売上げが伸びないまま消費期限が近づいたことにより、令和6年1月頃から小売店から大量返還が行われ、その翌月から輸入・製造する本数も減少の見直しを行っております。その売渡し本数が、令和6年度から始まった以降も、現在も続いているため、8億円の減収となる見込みでございます。

説明は以上になります。何とぞご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

このたばこ税について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。（発言する者あり）

副委員長。

○小林副委員長 ただいまの説明でよく分かったんですけども、事実上、喫煙所、喫煙所が増える増えないで、たばこのこれとは別にね、たばこの売上げ本数が変わるといことは、影響するんですか。その辺は分析されていますか。

○齊藤税務課長 たばこの本数の売上げが、減少、増えるということで喫煙所がということまでは、関連性については、当課としましては、関連性については調べておりません。

○小林副委員長 今回は、そうすると、先ほどの説明のとおりコロナ禍で増やして、返品されて、減少しちゃったと。で、これは次の予算も当然減るでしょうけど、単純に考えると、よく、たばこは自治体で、自分の自治体で買えと言われますよね。で、自治体で買いたくても、たばこを吸うところがなければ吸えないというんで、僕は喫煙所の影響もある

んじゃないかなと。このほかにね、今後ね。あるんじゃないかと思うんです。それで、昨年の、だから6年度の喫煙所の増減、喫煙所が増えて減ったの増減というのは、先ほど分からないと言ったんですけど、実際、分からないんでしょうけど、喫煙所の数で言うとうなっているのか、つかんでいますか。

○印出井地域振興部長 ちょっと、今、直ちに数字は把握していないんで、昨年度においては、たしか増設もしましたけども閉鎖もあって、純増部分は非常に少なかったというふうに認識しています。

○小林副委員長 これ、先ほどの、こんなに減るということは、そういう返品みたいなんじゃないとあり得ないと思うんですけども、喫煙所の数が減ると、実際は減るんじゃないかと、実質的には、売りさばき本数が。だって、売る場所もなくなっちゃう。喫煙所は大体、たばこを吸う人だけじゃなくて、売っていることもあるんでね、この喫煙所で。そうすると、喫煙所は、造らないで、今の発言、ご回答だと、実質減ったということなんで、そういうのはこういうので影響は、見ないんですか。そういうのは見ない。一切見ない。喫煙所との関係というのは、見ない。売りさばき本数には関係ないという認識ですか。

○齊藤税務課長 喫煙所との関係というところではございませんけれども、実はこの大幅な減収というかたばこの返却、減収というところでちょっと説明を加えさせていただきますと、現在、区のほうに事業者、十数社からたばこ税の納入がされているんですけども、この中で、特に1社、名前は申し上げられないんですけども、令和5年に1社だけ、すごいどかんと、何でしょうね、たばこの納入というか仕入れをたくさんやったところがございまして、実はそこが一番大きい影響で、平均してというよりは、その1社が過剰に入れてしまったせいで、全体のたばこ税の部分が大きくなったというところがございます。

なので、全体的な部分も多少、副委員長おっしゃるところはあると思うんですけども、今回の減額についての大きなところは、その1社の大きく仕入れたものが急に減ったというところで、私どものほうではちょっと分析しているところでございます。

○小林副委員長 あと、今、たばこの種類が、紙巻きたばこじゃなくて電子たばこですか、に変わっていくことによって、税収が下がりませんか。その辺はどうなっているんですか。

○齊藤税務課長 今おっしゃるとおりで、実は紙巻きたばこよりも本数的に多いところで電子たばこの、電子たばこというんですかね、いわゆる、私、ちょっと吸ったことが、最近吸っていないんでよく分からないんですけども、こう、入れて吸うタイプのたばこ1本当たりで換算しますと安くなっているところで、事実でございます。

○小林副委員長 そうすると、実際は、区の喫煙所も、今、紙巻きたばこ中心に造っているんですよ。紙巻きたばこを吸う喫煙所で、電子たばこは吸えないとか、何かいろいろ難しい、喫煙所も出来方があるんだけど、ちょっとこれ、直接関係ないんであれなんですけど、それで減っていったという傾向にあるんで、仮に反対に、紙巻きたばこじゃなくて、電子たばこ専用の喫煙所ができると、また増える可能性もあるんです。それで皆さんも、健康にもいいしというのがあって、今後はやっぱり税収に当たる部分にすると、その辺の喫煙所との関係というのは一旦研究したほうがいいんじゃないかなと思っております。その辺はどうですか。

○印出井地域振興部長 委員ご指摘のとおり、加熱式たばこについても、昨年、過料の徴収を始めたところでございます。例えば、加熱式たばこ専用の喫煙所の設置ということをし

進めていくということも、一つの方向性としてあるんですけれども、現実として、やっぱり紙巻きたばこに対する苦情とかというのが多いというのが現状でございます。しかしながら、ご指摘のとおり、今後の加熱式たばこと紙巻きたばこ、その普及の動向、それから過料徴収、千代田区における過料徴収や他区における過料徴収などを踏まえて、今後この加熱式たばこ専用の喫煙所を設置すべきなのかどうか、喫煙所全体の今後の普及も踏まえて研究してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 すみません。関連でごめんなさい、1点だけ確認したいんですけれども、この税収の、たばこ税の内訳で、今ご質問のあった加熱式たばこと紙巻きたばこの税収の内訳というのは、昨年度出ているんでしょうか。

○齊藤税務課長 残念ながら、これ、申告税になっておりまして、その申告税の規定の中で加熱式を何本販売したか、紙巻き式を何本販売したかという、分けの申告の部分はございませんので、これはもう、うちの区だけではなくて、全体で何本、何本というのは、ちょっと調べてございません。

○岩佐委員長 分からないそうですね。

のざわ委員。

○のざわ委員 今お話があったと思うんですけど、今後、紙巻きと加熱式の喫煙所の件なんですが、物価高騰の折、それを運営する方々の費用もかなり高くなっておりまして、そこら辺の対策等々をするかどうかによりまして喫煙所の設置の数もまた変わってきますので、そこら辺のファクターもご検討するのはいかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 のざわ委員からのご指摘でございます。やはり路上喫煙、あるいは副流煙に対する様々な課題とか、あるいは苦情とか、たばこのポイ捨てとか、非常にまだまだ、千代田区は先進的に対策に取り組んだところでございますけれども、部分的には課題のある地域があるかと思います。

ということで、あくまでも他自治体と比較する中では、喫煙所の設置に対する補助、それに対しては非常に手厚いというふうに認識しています。それから、普及状況、市街地域の面積に対する普及状況についても、都心区に比べて千代田区は手厚いというふうに認識しているところなんですけれども、今後、やはり喫煙者と非喫煙者の共生という観点から、我々としては、まず100か所の設置を目指して取り組んでいるところなんですけれども、先ほど小林委員からもありましたとおり、ご質問ありましたが、設置をする一方で建物の機能更新に伴う閉鎖とかという状況もございます。しかしながら、そういう状況に対しても、我々としては着実に喫煙所の設置を進めていきたいと。それから、拡充については、手厚い状況ではあるんですけれども、今ありましたとおり、設置についての課題などについて聞き取りながら研究をしてまいりたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、次に、28ページ、29ページの説明を受けます。

○中根財政課長 地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金につきましては、国全体の地方消費税の徴収状況に鑑みまして、追加で本区に交付金が交付追加で12億程度見込まれますので、その分について追加計上するものでございます。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ないようですので、続いて、30ページ、31ページの説明を受けます。

○中根財政課長 地方特例交付金でございます。地方特例交付金につきましては、令和6年度に実施しました定額減税におきまして、住民税分につきましても減税を行っておりますので、その分につきましては、国から地方特例交付金として交付されるものでございます。

○岩佐委員長 はい。このところで何かご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありがとうございます。

続けて、32ページ、33ページの説明を受けます。

○中根財政課長 10款特別区交付金で、特別区財政調整交付金でございます。

普通交付金と特別交付金がそれぞれ19億余と5億円余につきまして、東京都の税収の状況に鑑みまして追加で交付される見込みとなっておりますので、その分について追加で計上するものでございます。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。なしと認め、続いて、34ページ、35ページの説明を受けます。

○中根財政課長 都支出金、都補助金でございます。物価高騰対応の重点支援の臨時交付金としまして、1億2,300万余につきまして交付される見込みでございますので、この分について追加計上するものでございます。

○岩佐委員長 質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、36ページ、37ページの説明を受けます。

○中根財政課長 財産収入と財産運用収入の項目としては1から8までございますが、7までが政策経営部所管となっておりますので、そこまで併せて一緒に、そこまでをまとめてご説明申し上げます。

利子及び配当金ということで、それぞれの基金で見込めることになった利子につきまして、それぞれ、ここにある額を追加で計上するものでございます。

○窪田福祉総務課長 続いて、8番の地域福祉支援基金の利子でございます。こちら一番から7番と同様でございまして、利子の見込みが立ちましたので、追加で8万1,000円を計上するものでございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、38ページ、39ページの説明を受けます。

○佐藤総務課長 こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金、寄附金の額を計上しております。

○山内住宅課長 項番2の開発協力金でございます。こちら、令和6年度分につきましては、2件、7,620万円ございました。科目存置として1,000円を計上してございましたので、差し引きましたその差額分を増額補正するものでございます。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

質疑を受けます。

○小林副委員長 これ、個別の名称は結構ですけど、どの辺ですか。どこどこですか。どちらですか。（発言する者あり）

○山内住宅課長 開発協力金のほうでよろしいでしょうか。

○小林副委員長 はい、開発協力金です。

○山内住宅課長 はい。今回、2件ございましたのが、神田地域で2件ございました。その2件でございます。

○小林副委員長 分からない。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。いいですか。

○小林副委員長 うん。

○岩佐委員長 はい。そのほか、質疑ございますか。

○牛尾委員 関連なんですけど、この開発協力金、今回の7,619万9,000円か、これでこのあらましに載っているこの80億、この数字になるということよろしいですか、確認ですけど。

○山内住宅課長 はい、そのようになります。

○岩佐委員長 大丈夫ですか、牛尾委員。

○牛尾委員 はい。

○小林副委員長 7,600万円。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、40ページ、41ページの説明を受けます。

○中根財政課長 19款繰越金でございます。令和5年度の決算で、第3回定例会で確定いたしました繰越金につきまして、最終額を追加で計上するものでございます。

○岩佐委員長 質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。ありがとうございます。

以上で、歳入に関する質疑を終了します。

続けて、繰越明許費についての審査に入ります。補正予算説明書8ページ、9ページの説明を受けます。

○大松生活支援課長 私からは、8ページ、款3、保健福祉費、項1、保健福祉管理費についてご説明いたします。

まず、事業名、上段の給付金部分でございますが、今年2月から開始した低所得者世帯に対する価格高騰特別支援給付金の事業につきまして、終了年度が来年度でございますので、給付金部分全額1億3,650万円を繰り越すものでございます。もう一つ、下段の事務費につきましては、ただいまご説明いたしました給付金支給事業の事務費部分全額1,110万7,000円を繰り越すものでございます。合計で、繰越金額は1億4,760万

7,000円となります。

ご説明は以上でございます。

○赤海コミュニティ総務課長 8ページ、繰越明許費、4款地域振興費、項1、地域振興管理費、物価高騰対策区民の暮らし支援事業についてですが、こちら、今回ご審議いただいております同名、物価高騰対策区民の暮らし支援事業の執行が令和7年度にまたがることとなりますため、全額を繰り越しさせていただくものでございます。金額は4億9,072万円でございます。

以上です。

○印出井地域振興部長 私からは、4、地域振興費の2、総合窓口費、戸籍事務費でございますけれども、こちらのほうは戸籍の振り仮名の記載、当初、国のスケジュールが令和6年度末実施の予定となっておりますが、令和7年度に変更になりましたので、本籍分データの抽出等の経費361万9,000円を繰り越すものでございます。その下の証明書コンビニ交付、こちらにつきましても、同様に戸籍の氏名の振り仮名記載に伴って、住民票、印鑑登録証明書にも振り仮名記載がされるため、コンビニ交付サービスシステムの改修をするという必要があるところでございますけれども、システム改修が令和7年度にずれ込む可能性があるということでございますので、その経費306万円を繰り越すものでございます。

以上でございます。

○神原環境まちづくり総務課長 続きまして、環境まちづくり費、環境まちづくり総務費の放置自転車対策でございます。

道路改修工事、神田金物通りの遅れに伴いまして、予定しておりました（仮称）神戸駅南口自転車駐車場の年度内での整備が困難となったため、予算額607万1,000円を繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○千賀道路公園課長 続いて、3項、道路公園費の4件をご説明いたします。

まず、バリアフリー歩行空間の整備の電線類地中化の推進でございます。2か所の内容になります。

1か所目は多町大通りでございます。委託先である東電タウンプランニングが施工しておりますが、沿道等の調整により工事時間が制約されていることなどから、当初想定 of 年度内完了が困難になったということでございます。

2か所目は二七通りです。現在施工中の東地区の道路整備工事につきまして、東京都下水道局による補修工事が急遽必要となったことから、工事の年度内完了が困難になったものです。また、西地区の設計について地中埋設物の調整に時間を要し、委託業務の完了が困難になったということで繰り越すものでございます。

続いて、同じくバリアフリー歩行空間の整備の歩道設置拡幅整備でございます。こちらは現在施工中の神田金物通りの神田駅ガード下の整備でございますが、JR線路に近接する施工の協議に時間を要したことなどから年度内竣工が困難になり、繰り越すものでございます。

続いて、3番目、自転車通行環境整備でございます。こちらは神田警察通りのⅡ期整備工事となります。令和5年、6年度の債務負担行為で実施を予定しておりましたが、工事

の妨害等により進捗しなかったため工期内完了が困難となり、繰り越すものでございます。

最後、公園、児童遊園の整備でございます。こちらは令和6・7年度の債務負担行為で飯田橋こどもの広場の整備工事の費用ということで計上しておりましたが、今年度予定した工事が終了しないため、令和6年度分の予算を繰り越し、今後工事契約を進めていくものでございます。

説明は以上です。

○佐藤施設経営課長 すみません。6、総務費でございます。本庁舎管理の部分でございます。本庁舎内の防火シャッターにつきまして、老朽化による可動装置の更新や挟まれ防止センサーのバッテリー交換を本年3月31日までの期間で契約をしておりましたが、可動装置の部品の納期に時間を要するということがございまして、327万8,000円を繰越明許費として繰り越しさせていただくものでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

質疑を受けます。

○春山委員 繰越明許費の1と2についてお伺いさせていただきます。

先ほど3の物価高騰対策区民の暮らし支援事業でもお伺いしましたが、この1のところの対象人数をもう一度教えてください。そこに非課税世帯が同じように1万884人含まれるのか、お答えください。

○大松生活支援課長 まず最初の低所得世帯に対する高騰給付金の対象世帯でございますが、まず非課税世帯が4,200世帯、そちらにお子さんがある場合、18歳以下の児童を扶養している場合は520、子ども——失礼しました。児童525人が対象となります。あと、この中に外国人が含まれているかどうかでございますが、要件の中に外国人かどうかを分ける要件がございませんが、含まれている可能性はございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 含まれているかもしれません。

○春山委員 ごめんなさい。ちょっと分からないんですけど。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 すみません、委員長。

ちょっと分からないんですけど、この低所得者世帯の定義をもう一度頂きたいのと、こっちは世帯数なんですけど、非課税は世帯数ではなくて非課税で、人でしか把握していないということですね。

○大松生活支援課長 まず、低所得の定義は、このたびは住民税非課税世帯のみになります。で、世帯——あ、すみません。もう一つ……。 （発言する者あり） はい。世帯というのは住民税非課税の人数を世帯にしたものでございます。

○春山委員 ちょっと、ほんと、分かりにくいんですけど、ちなみに、千代田区の外国籍の方、もしくは世帯数を教えていただけますか。

○岩佐委員長 世帯数。これ、すぐ出ますかね、外国籍の方の世帯数、人数。（発言する者あり） あ、はい。

じゃあ、休憩します。

午後3時24分休憩

午後3時39分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁のほうからお願いします。地域振興部長。

○印出井地域振興部長 地域振興部長です。はい。

直近、2月1日のデータがあるんですけども、外国人のみの世帯数は2,665世帯、日本人のみの世帯は3万6,247世帯、人口は外国人が4,120人、日本人が6万4,755人というところでございます。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 ということは、外国人籍の方の4,000人の、4,000人ちょっとのうちの993人の、4分の1が非課税ということになりますよね。

○齊藤税務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○春山委員 その上で、先ほどご答弁がちょっとよく分からなかったので確認させていただくと、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の1億3,000万余は国からの事業ということで、千代田区のほうでは非課税世帯がどのくらい含まれているかということが分からないということですね。非課税、外国人籍の非課税の方々が含まれているのが把握できていない。

○大松生活支援課長 はい。ご指摘のとおり、この低所得者世帯給付金の対象4,200の中にどのくらい外国人世帯が……

○岩佐委員長 マイクに向かって、もうちょっと、声が小さいので、大きな声でお願いします。

○大松生活支援課長 失礼しました。失礼いたしました。

今ご指摘のとおり、対象の4,200世帯のうち、どの程度が外国人のみの世帯であるかは不明でございます。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 はい。仮説ですけども、もしそれが、993人が含まれているということだと、一律給付3万円で3,000万近い税金が使われると。物価高騰対策区民の暮らし支援事業のところも500万円近い税金が外国人非課税世帯に支払われるということになるということですよ。まあ、仮説ですけども。

なぜ、今日これを取り上げているかというと、近隣区で、この低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金を、ある外国の富裕層の女の子が赤ワイン片手に、私も3枚もらいましたというのをSNSに上げて、（「おお」と呼ぶ者あり）そこから調査を、その区でもしているという状況です。区として、この、国からの価格高騰特別支援給付金というのが国から下りてくる事業で、区としてはそれ以上手の入れようがないというのは重々理解しますけれども、やはりきちんと納税している方々に税金が支払われることがとても大事だと思います。そういった意味で、午前中からもる議論しているデジタル化、可視化をきちんとしていくことで、税の使われ方の透明性というのを求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 デジタル担当課長、部長。（発言する者あり）

○夏目デジタル担当部長 はい。今、デジタル化というお話を頂きましたけども、いろんな形でデータ収集、適切な形で収集して分析して活用して、それをきちんと情報開示すること自体は非常に大切だと思っています。それによって課題を共有したり、可視化

したりするということにつながるんだと思います。この辺は本会議でも、区長答弁、それから部長答弁のほうでさせていただいたところです。そういったことが住民主体のまちづくりということにつながるということも認識をしたところです。

データの利活用には様々なメリットがあるということで、先ほどもちょっと答弁したところですが、今後、DX戦略に基づいて検討を進めていく中で、精力的に検討していきたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありがとうございます。以上で繰越明許費に関する質疑を終了し、一般会計補正予算第4号に関する質疑を終了します。

続いて、介護保険特別会計補正予算第1号の歳出について、審査に入ります。補正予算説明書の70ページ、71ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 一般介護予防事業費でございます。70ページ、70ページです。

介護予防普及啓発事業で、区内3歯科医師会と連携をしまして、口腔機能向上プログラムを実施しております。歯科医師会の皆様方の積極的なお声がけや、今年度より1クール全4回のところ、利用者の状況に合わせて、1から3回でも参加できるよう、回数を柔軟にするなどの改善を行い、当初の見込みよりも利用件数が増えたことに伴いまして、不足する経費550万円を追加計上させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 質疑を受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。（発言する者あり）

林副委員長。

○林副委員長 利用者の増で、これも当初の算定とどれくらい上振れしたのかということで、大変喜ばしいことだと思っています、歯科口腔プログラムの。そこを説明していただかないと採決というところに行かないと思いますので、ご説明を。

○辰島在宅支援課長 失礼いたしました。令和6年度、当初の想定では150回を想定しておりましたけれども、現在12月末時点で364回利用がございました。その後、これから利用される方であろう方を想定いたしまして、都合その回数を286回、年明けから3月までに286回と想定してございます。都合650回、その差引500回分を追加計上させていただくというところでございます。

○林副委員長 今言ったことを冒頭に説明していただければ大変ありがたいんですけども。

と同時に、この介護保険特別会計で支出されていますけれども、これ、よく、どこまでできるのかと、技術的にはあれですけども、こうした人気のある、あるいは区民の方の健康に大変寄与するものを一般会計でできるような制度的なものというのではないのでしょうか。というのが、介護保険制度だけでどんどん増えていくと、支出が増えるわけですね。と、健康保険、まあ、体のところにも影響のできるようなものというのは、自治体の裁量でできるものなのか、できないものなのかを併せてお答えください。

○辰島在宅支援課長 本事業につきましては、介護保険法の中での介護予防普及啓発事業ということで取り組んでいるので、ちょっとこの事業自体を一般事業としてやるということとはちょっと難しいです。ただ、何というんですかね、これまでも、例えば介護保険制度だと65歳以上の方を対象というふうになってくるんですけども、もう少し幅広で、取り込もうというところで、例えば60歳といったところでやる場合に、例えば一般事業会計としてやるというところは可能だと思いますけれども、基本、介護保険制度の中で、介護保険法にのっとってやるものにつきましては、介護保険特別会計の中でやるというところで進めておるところでございます。

○林副委員長 介護保険というのは、地方公共団体の自治体で保険料が変動する形なんで、これが、安い保険料に政治生命をかけて取り組む首長、まあ、区長もおられたり、あるいは類似の一般政策のところに流した形で、例えば紙おむつの支給みたいなような状態とか、様々な取組というのをやっていかないと、介護保険料は上昇しっ放しになるわけですよ、これから施設需要も必要で。そういった総合的な取組というのは、どれを介護保険の、法に基づく事業としてはあるんだけど、類似の一般政策のほうに外出し、紙おむつと同じような形でできるような取組というのは、庁内では検討がどういうふうにされているのか。また、する必要もなく、介護保険料の上昇をそのまま見だしていくというか負担をお願いしていくのか。どういう考え方の下にやっているのか、ご説明をお願いいたします。

○辰島在宅支援課長 今、副委員長からも、紙おむつとか、介護保険の外出しというところで取り組ませていただいているところもございます。また、今、副委員長からもご指摘ございましたが、これから高齢者の数も増えてくるというところで、恐らく介護保険料も増えてくるだろうというところがございます。その中で、極力そういった負担もかからないようにしつつ、サービスのほうを提供できるような仕組みをつくっていくに当たっては、これ、これから、よりそういった、こういったものがそれぞれの会計、施策の中で取り組んでいけるかというのは検討していきたいと思います。これまでも全くしていないということではないのですけれども、これからはさらにそういった、社会情勢が変わってきますので、丁寧に対応していきたいと思います。

○林副委員長 分かりやすいのをありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○林副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

次に、72ページ、73ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 基金積立金です。介護給付費準備基金積立金利子15万7,000円を追加計上するものでございます。

説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、歳出に関する質疑を終了します。

続いて、歳入についての審査に入ります。補正予算説明書58ページ、59ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 国庫補助金になります。歳出でご説明いたしました介護予防普及啓発事業の経費について、国負担分137万5,000円を追加計上するものでございます。
説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。
質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。はい。ありがとうございます。
続いて、60ページ、61ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 支払基金交付金です。歳出でご説明いたしました介護予防普及啓発事業の経費につきまして、2号保険料分148万5,000円を追加で計上するものでございます。
説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。
続けて、62ページ、63ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 都支出金でございます。歳出でご説明いたしました、介護予防普及啓発事業の経費につきまして、都負担分68万8,000円を追加計上するものでございます。
説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。この点について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。なしと認めて、次に、64ページ、65ページの説明を受けます。
○辰島在宅支援課長 財産運用収入になります。介護給付費準備基金利子15万7,000円を追加計上するものでございます。
説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。
続けて、66ページ、67ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 一般会計繰入金でございます。歳出でご説明いたしました介護予防普及啓発事業の経費につきまして、区負担分68万8,000円を追加計上するものでございます。
説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。説明を受けました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。
続けて、68ページ、69ページの説明を受けます。

○辰島在宅支援課長 基金繰入金でございます。歳出でご説明いたしました介護予防普及啓発事業の経費につきまして、第1号保険料分126万4,000円を追加計上するもの

でございます。

説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けます。何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で歳入に関する質疑を終了し、介護保険特別会計補正予算第1号に関する質疑を終了します。

以上で、補正予算2議案の質疑を終了いたします。

1件ずつ採決いたします。まず、令和――すみません。議案第2号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号の討論はいかがいたしますか。（発言する者あり）

○小林副委員長 手を挙げている。

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 日本維新の会議員団といたしまして、賛成の立場から、（発言する者あり）討論を申し上げさせていただきます。

この、すみません、物価高騰対策区民の暮らし支援事業及びこの千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金、ここに関しまして春山委員のほうから、その分析の中で外国籍の方のお話がありました。私たちは外国籍の方に焦点を当てているのではなく、結論から申し上げまして、今、まさに、前回の代表質問・一般質問でもございました、区政の見える化、区の財政の見える化を申し上げさせていただいて、春山委員だけでなく、ふかみ委員とか多くの方々がされていらっしゃると思います。過去にも多くの議員の方々がやっていらっしゃると思うんですけど、それが少しずつその方向に、データ分析の方向に今動き出しているというお答えを頂いております、そこに焦点を上げての春山委員のご質問でしたということを改めて強調させていただく中で、今回、林委員、はやお委員、小林委員から、税に関します非常に貴重なお話等々、基準日のお話がありましたが、樋口区長のほうから、今、大変困っていらっしゃる方に一日も早くこの対策を届けたいということで、それが国の制度を3月までに使うと東京都から補助金が頂けるという中で、最善で考えられたのがこの制度だというふうに承っております、私たちはやはり、今、今回、かなり時間をかけて議論させていただきましたが、やはり区政の、区の税金の見える化をしていただくこと、データを活用することによって、一人一人の、一人一人に対してふさわしい税の使い方が分析できるような状況、データ活用を検討していただけたというお話もありますが、そのような情報に少しでも確実に着実に進んでいただけたいということをお願いさせていただくことが今回の春山委員の質問の趣旨でございまして、またそのお願いを改めましてさせていただくことで、（発言する者多数あり）賛成をさせていただきたいというふうに申し上げさせていただけたらと思います。長い間、どうもすみませんでした。失礼いたします。（発言する者多数あり）

○小林副委員長 ちょっと……

○岩佐委員長 はい。

小枝委員。もちろん。どうぞ、どうぞ。（発言する者多数あり）

○小枝委員 そう。（発言する者多数あり）えっ、駄目なの。いいよね。すみません。賛成の立場からの討論でございます。（発言する者あり）

ただし、意思形成過程というところで、やはり不透明性が残るなど。物価高騰対策ということは大変いいことですが、なぜこのプリペイドが、でしたっけ、でやるということがベストと考えたのかというところの発意がどこからあり、どうしてこの方法を取ったのかというところの意思形成過程が非常に不透明だったというふうに思います。加えて、神田警察通りのところの追加予算についても、質疑でも申し上げましたが、平成30年、29年、30年に副区長を中心とする一部議員との懇談というのが定例的に行われて、区政が大きくゆがめられている中で方向性が決められたということの不自然さを考えると、やはり住民の中に非常に違和感と腑に落ちなさが残るということについては、（発言する者あり）一定の共感と配慮が必要であろうというところは強く申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、いわゆる、木を守りたいほうも更新したいほうも、あるいは、同じイチョウであっても更新するということはあると思いますが、そうしたことをひっくるめて、やはり区民が幸せになる方向で予算が使われていくというようなことにおいては、非常に今の区政の在り方は、強権的、思いつき型、かつ、どこかからの横やりでゆがめられた状況があると思います。そうしたところを、しっかり、筋を通していただくということを強く求めて、立て直していただくということを求めて、この、補正予算ですので賛成をいたします。

○岩佐委員長 ほかに討論される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。議案第2号、令和6年度千代田区一般会計補正予算第4号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

続けて、議案第3号、令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号の、討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。議案第3号、令和6年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第2号、第3号の審査を終了し、補正予算の審査を終了します。

続いて、令和7年度予算審査を行います。理事者の入替えを行いますので、少々お待ちください。休憩します。

午後3時58分休憩

午後4時00分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

これより令和7年度当初予算案の審査に入ります。執行機関から当初予算案の概要説明を受けたいと思います。

○中根財政課長 それでは、議案第4号から第7号、令和7年度の各会計当初予算につきまして、お手元に配付しております、こちらでございます、7年度区の仕事のあらましを使いましてご説明申し上げます。

初めに、5ページでございます。各会計の予算規模です。下段の表をご覧ください。

まず、一般会計につきましては753億5,300万円を計上しまして、前年度比の当初予算と比較いたしますと8.3%の増となっております。

次に、国民健康保険事業会計につきましては65億5,300万円を計上いたしまして、前年度当初予算比で8.9%の減となっております。

次に、介護保険特別会計につきましては51億9,100万円を計上いたしまして、前年度と比較しまして1.0%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、23億4,800万円を計上いたしまして、前年度と比較いたしまして1.9%の増となっております。

全会計の合計といたしましては894億4,500万円となりまして、前年度と比較いたしまして6.2%の増となっております。当初予算の規模としましては過去最大の規模という状況でございます。

続きまして、6ページ、7ページ、一般会計の歳入予算でございます。右側の7ページの歳入予算一覧表に基づきまして特徴的な部分をご説明いたします。

まず、1款の特別区税のうち特別区民税につきましては、住民税の計算の基礎となる課税標準額の減によりまして、前年度に比べまして2億8,900万円、1.4%の減となっております。また、特別区たばこ税につきましては、売渡し本数の減によりまして、前年度と比較しまして8億8,700万円、23.1%の減となっております。これによりまして特別区税といたしましては、前年度と比べまして11億7,800万円、4.7%の減という状況でございます。

次に、3款の利子割交付金でございます。金利の上昇によりまして、前年度と比較しまして8,000万円、114.3%の増となっております。

次に、6款の地方消費税交付金です。物価の高騰などによりまして、前年度と比較しまして12億円、11.5%の増でございます。

次に、12款の分担金及び負担金につきましては、橋梁補修事業費の負担金の減などによりまして、前年度に比較して8億4,700万円、74.6%の減となっております。

次に、14款の国庫支出金につきましては、児童手当の増などによりまして、前年度と比較して14億4,300万円、30.5%の増となっております。

次に、15款の都支出金につきましては、保育所等利用多子世帯負担軽減事業の増などによりまして、前年度と比べまして12億8,200万円、32.2%の増となっております。

次に、17款の寄附金につきましては、ふるさと納税制度の活用による一般寄附金の増などによりまして、前年度と比べまして16億5,400万円、609.0%の増となっております。

いる状況です。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算です。おめくりいただきまして8ページ、9ページを一般会計の歳出予算目的別にお示ししたものでございます。こちら右側の9ページの予算一覧表に基づきまして特徴的な部分をご説明いたします。

まず、2款の子ども費につきましては、児童手当、あるいは中高生世代応援手当の増などによりまして、前年度に比べまして14億1,900万円、7.8%の増となっております。

次に、3款の保健福祉費でございますが、（仮称）神田錦町三丁目施設の整備の増などによりまして、前年度と比べまして8億4,900万円、9.8%の増となっております。

次に、4款の地域振興費につきましては、ちよだアートスクエア改修整備などの増によりまして、前年度比で17億8,100万円、26.6%の増となっております。

次に、7款の職員費につきましては、職員数の増などによりまして、前年度と比べまして7億1,500万円、5.2%の増となっております。

おめくりいただきまして10ページ、11ページの一般会計の歳出性質別の予算の状況でございます。こちらの内容につきましては、ただいまご説明しました目的別でご説明の内容と多数が重複するものとなりますので、詳細な説明は割愛させていただきます。後ほどご確認いただければと存じます。

続きまして、13ページから70ページまででございます。ここにつきましては、基本構想のご説明と、基本構想と予算をつないで中期的な方向性を示す将来像に向けた方向性と取組みについて掲載しておるところでございます。7年度の作成に当たりましては、解決策や背景、取組の立案などに関連するデータを掲載するなどの改善を図って作成をいたしておるところでございます。

続きまして、71ページ以降でございますが、重点的に取り組む施策、そして主要事業の概要、財政運営の状況という構成で掲載いたしております。

まず、71ページ以降の重点的に取り組む施策のところでございますが、予算のテーマごとに掲載しつつ、掲載した事業ごとに根拠データを基にした課題と具体的な取組を表記するなど、EBPMを意識して予算編成に取り組んだことを反映したつくりとなっております。

次に、103ページ以降の主要事業の概要でございます。各部ごとに新規やサービス拡充事業、あるいは施設整備事業などを主要事業として掲載しておるところでございます。

次に、175ページ以降の財政運営の状況でございますが、ここからは182ページと183ページの今後の財政見通しのところをご説明いたします。

182ページで前提条件をお示ししておりまして、この前提条件の下、令和7年度を初年度とします今後10年間の財政見通しとなっております。185ページ、186ページの資料は、その財政見通しをご覧くださいに当たっての参考資料として、区有施設や橋梁、公園整備の見通しを掲載しております。整備のいずれかの段階として令和7年度予算に計上しているものにつきまして一覧表でお示ししているものでございます。また、作成に当たっては、今年度新たに作成しました公共施設等総合管理計画でお示した将来費用の試算などと整合を図っている内容となっております。

最後に、予算編成方針ですとか「主要施策の成果」の掲載事業の予算対応状況一覧などをその後の参考資料として187ページ以降に掲載しておりますので、予算審査の際にはぜひご活用いただければと思います。

以上、令和7年度当初予算案の概要をご説明いたしました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ただいま、当初予算案の概要について説明を頂きました。詳細な当初予算案の調査は、まず各分科会で行っていただきますが、基本的な事項であれば質疑があればお受けいたします。何か質疑ございますか。

○小枝委員 基本的なところで恐縮ですが、どこか調べればあるのかもしれませんが、過去最大の予算額をどんどん上に大きく大きくなってきているわけですが、全体の総事業数として、以前はよく千代田区というのは800事業というふうに言われていた、全体で。今、全体総事業数というのは幾つぐらいになっていて、今、5部行政になっているわけですから、1、2、3、5でそれぞれの部の事業数とその変化みたいなものを一つはざっくりとご答弁いただきたいと思います。

○岩佐委員長 総事業数と各事業部ごとのです。

財政課長。

○中根財政課長 すみません。ちょっと手元の資料で用意してあったんですが、ちょっとすみません、すぐ見つからなくて。事業数はおおむね800ほどで変わっておりません。部ごとの事業数も全体が変わっておりませんので変わっておりませんが、部ごと、ちょっとお時間頂ければ、探せば部ごとの事業数がありますので、分かりますが。

○小枝委員 それはまた全体の中で頭に入れていきたいというふうに思っております。

非常にこの間の特徴的な事件といいますか、非常に驚いたことがありましたのは、やはり岩田さんが質問された戸籍の、何ですか、公民権停止に対する事務のところだったんですけれども、ここで細かいことはやりませんが、伺っておきたいのは、千代田区というのは本当に全国に二つとない形態の自治体なんだと思うんですね。そうすると見えない、例えば人口は7万人なんだけれども、夜間人口は約100万人だよねという、だけど住民票が7万で戸籍を置いている人はきっとその何十倍もいるわけですよ。そこら辺の、何というんですかね、見えない膨大な、要するに千代田区ならではの事務量というものを、我々も含めてなんだけれども、強く意識することが十分にできていないんじゃないかと。このところを、歳入のほうから歳出のほうから、7万人の自治じゃないんだと、100万人の昼間人口と、それからそれに付随する、今回、戸籍事務に見られるような膨大な事務があるんだということを職員対応としてちゃんと見られているのかどうかというようにところが非常に気になるわけなんです。このところで、恐らく事務事業概要上は出ているんだと思いますが、そういう分析を歳入と歳出と双方において、区民対応の部分と区民外対応の部分としっかりと分析したものというものはあるのかどうかというのを聞いておきたい。

○中根財政課長 ご質問にまず端的に申し上げますと、そこまで精緻に分析したものというのは資料としてはございません。ただ、一般的には昼間のための業務はおっしゃるとおり多数ございまして、例えば、保健所であれば食品の衛生監視とか食中毒とかというのはも

う事業所向け、あとは何でしょう、飲食業の許可とかというのは、もう完全にお昼の方向けと言っているのかな、昼間人口向けの業務でございますし、例えば、建築の建築確認とか、その辺りの業務につきましては完璧にもうお昼の業務でしょうし、主に地域振興部事業とかは住民向けの業務が多いと思いますし、子ども費関係も住民の関係のほうが多いと思いますが、ただ、地域振興部でもスポーツセンターとか、その辺りの業務、図書館とかという業務はお昼の方向けというのもありますので、ちょっと明確にどの業務がというのを切り分けて作成はしておりません。

○小枝委員 そういうことだと思いますけれども、700億、最近は800億に近くなってきていて、以前は5万人で500億なんていうと分かりやすいなんて言っていたんですけれども、もう少しそこは見える化していくというか、職員が多いとか言われるときがあるんだけど、そうではなくて、やっぱり千代田区という恐らく世界に二つとないか分からないけど、日本に二つとないような見えない需要をいっぱい持っている千代田区の状況というものを、職員数、あるいは予算での配分、配慮を含めて、歳入部分もあるんですね、歳入部分で、働いている人や区内の飲食店が払っている税金もあるのに、その人たちは全然高齢者センターを利用できないとか、そういう住民票がない人の不利益もあれば、何というか、全体としてほかに類のない千代田区の状況を少し可視化していくという必要はあるんじゃないかなというふうに思って、そこら辺については今日どうこうということではないんですけれども、こうした予算の議論の中で意識していただいたいというふうに思って、そのところは非常に、何というか、重要な部分なんじゃないかなというふうに思います。この予算上はその辺は財政課長の頭の中でそうだよなとか、私の心の中でそうだよなということはあっても、書類上はそういうふうには可視化されていないと思うので、少しここは、例えば保健所については、そういう在勤向けの対応が半分以上あるんだとか、そういうふうなことがやっぱりもう少し見えるようになってもいいんじゃないかということここについては求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中根財政課長 はい。ちょっとにわかになどどのような形で区民にお知らせしていけばいいのかというところのアイデアは今持ち合わせていない状況ですけれども、ちょっとどのようなことができるかというのは、ご意見を踏まえまして、ちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 それに関して一つだけ苦言を呈すれば、本会議場で岩田議員の答弁だったと思いますけれども、公民権を有していない人に公民権をそのまま放置した半年間に関して、担当レベルでの問題として叱責をするというような答弁があったと思うんですね。しかし、それではなくて、やはり区全体として、その係にどれだけの業務の負荷がかかっているのか。報道の内容が正確かどうかは分かりませんが、週に5人みたいなことが書いてあったりしたんですね、公民権停止業務に関して。それってどれだけ戸籍があるんだろうと思ったわけなんですけれども、あとそれに関わる業務がどれだけあるんだろうと。そういうことを区のトップがやっぱり全体を見渡して、千代田区という特殊な業務にどれだけの負荷がかかっているかということをやはり認識しながら現場の対応に重きを置いていくというか、配慮してこなかったという問題もあるんじゃないかというふうに、これはもっと細かく詰めていかなきゃ分かりませんので、ここはそれを指摘するにとどめますけれども、非常にそういう意味で現場の負担というのが、本当に見えない。主婦の労働じゃ

ないけれども、外には理解をされないような過重なことがいっぱい起きているんじゃないか。それに対して区のトップがそういうことの配慮が十分にできていないことも、ひずみが、今回は戸籍の業務のことで見える化したわけですけども、その他のいろんなところで区民、例えば児童館がほとんど非常勤の人でやっているとか、現場の業務が本当にもうあっぱあっぱだと。サービスとしてもいかがなものかと。いろんな不満があるんです。そこら辺のところがやっぱり十分な、何というか、配慮がされていないで現場があっぱあっぱになっていないかというところを、今日は基本的な質疑ということですので、ちゃんとできているのかどうか、できていなかったとしたら、この予算質疑を通じて十分になるように努めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○中田行政管理担当部長 人の関係もありますので、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

人事の関係は、各部署の管理職の方等から丁寧なヒアリングを行いまして、どういう状況なのかといったところも伺っているところです。そういった中で、全体としてできるところを対応させていただいているというような状況でございます。そういったことを丁寧に積み重ねながらやっていくことというのが最善の取組だと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

公民権については分科会の中でやっていただければと思います。

ほかに。

○はやお委員 総括的なところですね。結局は今回も何度もしつこく言うんですけども、中学生、高校生とかいうことで手当を出していくと。ここについては、本来であれば区の行政の財政というのは単年度主義、つまり世代間格差のないように、入ってきた税収はその年で完結するというのが基本なんですよね。でも、そうは言いながら、もう重点的なプライオリティをつけていかなきゃいけない。その中にこういう計画がある。でも、ただ一つ基本計画が残念ながら基本構想の中から基本計画に落としていないと。本来、基本構想というのは政治家がつくるもの、基本計画というのは行政が絶対つくらなくちゃ駄目なものなんです、本来であれば、行政学からすれば。でもそれがないというところから鑑みて、そのところを補填するために何をやったかといったら、複数年の予算というものを行政のほうとしてはこれを充当にしていきたいという話だったと。それは時代の変化に合わせていくということだったんだけど、基本計画のときはちゃんとある程度5年サイクルでこの計画についての修正なり総括なりをしてきた。けども、この複数年のこの予算概要を見ると、何が修正されてどういうふうにお金が変わって何が問題だったのかというのは一切書いていないんですよ。そうすると、我々は何を確認したらいいのかが分からない。自分たちの都合で変えることができちゃうということなんです。それはあえてないんですけども、この辺のところはあるならここに書いてあるよということを書いてもらいたいし、書かない理由があったらその書かない理由をご説明ください。

○御郷企画課長 今、はやお委員のご質問は、区の仕事のあらましの第4次基本構想と行政運営の推進の中の複数年の視点の部分をご指摘されているのかなというふうに受け止めております。こちら複数年の視点につきましては、大きく例えば予算編成方針が変わったとか、また、最新の社会経済情勢が大きく変化をしたとかといったときには、当然ながらその状況を踏まえまして複数年の視点のほうの内容については変更していくといっ

た形になっております。基本的に内容につきましては、分野別の計画にのっとってこの記載のほうは入れているといった形になります。

以上です。

○岩佐委員長 分からなかった。

○はやお委員 整理してもよろしいですか。

○岩佐委員長 いえいえ、ちょっと分からなかったなと思って。

はやお委員、お願いします。

○はやお委員 申し訳ない。よく分からないんです。何かといったら、必ず正誤表があるんですよ。こういうものについてはこういうふうに変えた、だからこうですというのがないと、次のところにステップで行かれないはずなんですよ。それが常にこうですああですということと言いつつ放しにされちゃうと、我々が追っていけないんですね、普通に考えると。だからそこはどういうふうにしていくのかということを知っているんですよ。ここにどういうふうやって反映されているのかということを知っているつもりなんですけど、どこにこう書いてあるというところを示さなくちゃいけないですよ、もし今のお話をするんだとしたら。そこをちょっと説明してくださいよ。

○御郷企画課長 すみません。ページで言いますと、この16ページ以降が将来像に向けた方向性と取り組みになっております。こちらの記載内容につきましては、昨年度から大きくは変えておりませんが、改善点といたしましては、先ほどちょっと財政課長のほうからも説明がありましたとおり、関連データのほうを入れて少しグラフ化して見やすくしているといったところでございます。今ご指摘の正誤表なるものはこちらのほうにはございませんで、昨年度と比べて記載内容について変更がある部分というのも、例えば17ページの一番上の子どもの遊び場確保の取り組みというところの（複数年度の視点）というところでは、一言一句見ると記載内容については少し変更しておりますけども、書かれている内容につきましては昨年度と一緒にというふうに認識しております。変更した記載の内容につきましては、なぜ変えたかというところは、ほかの事業単位で見ますと、昨年度は少し統一感がなかったというところもありますので、記載の内容については変えていない中でも、書き方については統一化を図ったということでございます。

以上です。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 関連で、複数年度の視点というのが、本会議でも確認させていただきましたけれども、今回の令和7年度の予算概要の128項目のうち92項目が7年度も同じ趣旨で掲載されていますと、同じ趣旨で、普通に考えると、今の同じ趣旨と言われても、人それぞれ受け止め方が違って、行政のいいところというのは文章にして、まあ誰が読んでも日本国の日本語で書いてあるんだから、こんな意図だろうというのが分かる、継続性があるから信頼があるわけですけども、いや、これも同じ意図ですよ、あれも同じ意図ですよと言われても、受け取るほうにとってみたらそれぞればらばらになっては困るんで、92の同じ趣旨の変更だったら、どういうところが変更されたとか、あるいはそれ以外のところで全く表現方法が変わったんだとしたら、ここは違いますよという表記の工夫がないと、年度予算ごとの本当に単発の刹那的な視点の、これやってくれ、あれやってくれという要望の予算審議を行政が期待しているんだとしたらそうなのかもしれないけれども、本

会議で述べたように、議会のほうは長期計画、中期計画に基づいた予算編成であるか否かを確認してくださいと。それが議員であり議会の仕事ですという形で表記されているんで、その視点が見えないんですよ。ですので、どこがどうって今できないんでしたら、126項目のそれぞれのところを出していただかないと、ここが変更しましたとか、なかなか行かないのかな。いや、一言でさらっと課長が東京都みたいに大きな計画をつくるときには表記の変更のところもしっかりと出せばいいんですよ。2050年の東京とか、未来の東京みたいな形で。そうでないんだとしたら分かるように説明していただければありがたいんですが、なければ資料として出してもらわないと困る形になるんですが。

○御郷企画課長 今、林副委員長のご質問でございますけども、令和6年度予算のときの記載の128項目から92が今年度の令和7年度の方向性の取組みのほうにも記載されているといった形で定例会のほうでも答弁させていただいております。では残りの36項目はどういう状況かといいますと、例えば平成6年度予算のときに、実際に記載されているんですけども、子ども・子育て支援事業計画の策定というような項目がございました。こちらは令和6年度中に事業計画策定したということもありまして、こういった形で事業自体が既に済んだ場合につきましては令和7年度については記載されていないといった状況でございます。その128のうちの92は記載されていて、残りの36はこういった理由でもって実際に事業として完成したとか終了したといったところについて記載されていないといったものでございます。

以上です。

○林副委員長 何言っているか、全然分からない。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 その、今言ったことを書類にさせていただきたいということなんですよ。それがやっぱり我々が予算を審議することになっていくわけですね。何度も言っているのは、これだけのことを中期計画があればいいですよ。それは何かといたら、そこは議会も認めたんだから、長期的にそここのところについての世代間格差、つまり今入れた、もしお子さんがいらっしゃらない区民がいらしゃったら、私は別に子どものそういう施策についてはという人もいるかもしれないんですよ。でも、それをプライオリティとして全体としてどういうふうに説明をしていくかといったら、本来であれば基本計画なんです。でも、その代わりに複数年度の予算をするということであつたらば、そここのところを丁寧に書かないと、私たち議員も分からないのに区民なんか全く分かりませんよ。だからそここの資料の在り方を、今ああいう説明でしたから分かるだろうというのはないと思いますよ。だからここについてはどうかと何度も聞いているのに、そこをずっと淡々と答えるというのはどうかということをしているんです。お答えいただきたい。

○御郷企画課長 すみません。はやお委員のご指摘ごもっとも思っております。今回、ちょっといろいろと見え方、区民の方、それから議会の審議に当たりまして、見やすくするというところで所管、それから各部課の方も協力いただいて、今回、令和7年度の方向性の取組のほうは完成したと思っております。また、るる委員の方からもご指摘いただきながら、今ご指摘いただいたものも含めまして、また改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお委員 やるよ、分科会で。

○岩佐委員長 そうですね。複数年で、今どこに今年度がいるのかということを知りたいわけですし、それをやっぱり毎年同じ趣旨で書いているからと言って文言を変えられると、何で変えるんじゃという話になるんで、そこはもうちょっと分かりやすく資料を出していただければと思うんですけども、さっき出さない理由はという話もあったんですけども、ちょっとそこも含めて、ちょっと当初予算の議論の中でご説明いただきたいと思います。

ほかに何かご質疑ありますか。

○小林副委員長 23区の新年度の一般会計予算の規模が出ました。千代田区は1人当たり109万4,690円と、2位の中央区は86万6,655円、港区が76万、断トツに千代田区は1人当たりの予算が多いんですね。それで樋口区長が就任なさってから歳出が一番多かったのは4年連続で千代田区、100万を超えているということです。これはいいことなんですけど、そこで、いいことの反面、広報活動をやっている中で広報活動のことを僕は質問したんですけど、区民アンケートを取ってありましたら、区民アンケートの中で、住環境改善について区民アンケートを取ったところ、十分反映されていないんで「不満だ」という声が、「満足している」よりも上回っていました。やっぱりこれは広聴をしたときに区民アンケートをどう予算に反映していくかというのは、これは大切なところだと思って、予算編成する際に、予算編成方針を立てるとき、こういう広聴した部分をどういうふうに活用して意見を聞いて予算を立てていくかというのは、副区長がよく予算編成方針の中でうたっていると思うんですけど、今回の予算はどういう広聴をしたことを考慮した予算になったのかというのを、これ一番大きな千代田区は1人当たりの予算が多いんで、皆さんほかの近隣区よりもすごく多いから満足するはずなのに、意見を入れなければ不満が出てきてしまうということもあるんで、その辺の編成方針をする関係について、広聴したものについてどう反映するかの見解をお願いします。

○岩佐委員長 広聴した結果の政策にどうやって反映したかの考え方について。

○中根財政課長 広聴活動の結果の予算への反映というご質問でございましたけれども、基本的には広報の活動で得た情報は各課各課の施策で自分たちの事業のニーズ把握、自分たちの事業の結果がどう区民の方に満足いただいているか満足いただいているかの基礎資料として各課が活用している状況だと思っております。それを踏まえて、具体的にじゃあどこに不満があるのか、どうしていけばその不満が解消されてより満足がいくものになるのかというのは、その各課がその状況を踏まえて個別にまたニーズ調査をするなり、区民のご意見を実際の現場で聞くなりという活動で具体的な新たな事業につなげていっているというふうに考えております。

○小林副委員長 当然それは各課各部は聞いて予算を立てていくんですけど、僕ももちろん当然なんだけど、それを予算編成方針を立てるときに各課からそういう情報が上がってなかったら副区長は指示が出せないよね。指示を出せないじゃないですか、分からないんだもの、どこか不満が、副区長が一生懸命区民アンケートを見ていればいいけども、副区長、見ていないですよ。（「寝ちゃっている」と呼ぶ者あり）寝ちゃっている。見ていないですよ。だから、要するにそういう広聴活動を行って得た情報をやっぱり予算編成する

ときに各課各部は絶対に一生懸命やって直していこうとするんだけど、やっぱり上から下ろすとき、編成方針を出すときに、問題の部分を副区長が捉えていて、この辺はやらなくちゃいけない、もう少し編成するときには力を入れていかなきゃいかなのじゃないとか、改善しなくてはいけないんじゃないかというようなところをどう捉えているのかと聞いているんで、その辺はいかがですか。

○中根財政課長 区民の広報広聴活動につきましては、おおむねこの時期より少し前ぐらいに今年度の内容というのは庁内全体に周知されておりますので、自分たちの施策の状況につきましては各部各課が把握しておる、満足、不満足の状態等々は把握していると思います。それを基に各課、7年度であれば予算編成方針として重点的に取り組む内容を定めるときに、全体的な足りているところ足りていないところというのを全体的に把握して、ではここに重点的に取り組もうといったところを実際の予算編成方針で定めて、それを各部各課で予算編成方針を踏まえて要求いただいて実際の予算案になっているというふうに思っております。

○小林副委員長 いいや。

○岩佐委員長 よいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なし。ありがとうございます。

それでは、以上で令和7年度当初予算案の基本的な事項に関する質疑を終了します。

続けて、追加資料について確認します。当初予算の審査に当たって、追加の資料要求は何かございますか。

○岩田委員 元副区長の関連がないと結論づけた経緯、資料、会議体のメンバー、議事録、会議体にかけた金額の分かるもの……

○岩佐委員長 ちょっと、もうちょっとゆっくり。

○岩田委員 ゆっくり。はい。

元副区長の関連が官製談合事件に関係がないと結論づけた経緯、資料、会議体のメンバー、議事録、会議体にかけた金額の分かるもの。

○岩佐委員長 これ、岩田委員、令和7年度予算に関係あるお話、資料ですかね、審査に。これ、委員会がもう一つ特別委員会があるので、そことできる範囲と、またこれ予算審査の関わる範囲内でももちろん資料もその範囲で要求していただきたいのですけれども。

○岩田委員 はい。その範囲でお願いします。（「関連して……」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 関連していますかね。（発言する者あり）どう関連しているんですかね。もう少し言ってもらえますか。（発言する者あり）

○岩田委員 もう、ずばり言っちゃうと、もう結構99.何%なんていう落札率がたくさんあるわけですよ。それで今後もまた何かこういうのが起こるんじゃないかなというので、こういうのをちょっと知っておかないといけないようなこともあるんで、ちょっと調べさせてください。（発言する者あり）調べさせてくださいはおかしいですね。ちょっと審査させてください。

○小林副委員長 必要なんでしょう。

○岩佐委員長 総務課長。

○佐藤総務課長 今、岩田委員がおっしゃった資料につきましては、過去の決算審査ですとか、あと、特別委員会の資料として既にお出ししておりますのでご確認くださいと思います。

○岩田委員 知らない方もおりますので再度お願いします。

続けてやります。（発言する者あり）いいですか。

○岩佐委員長 どれとどれというのが前にお出ししているんであればもう一回出すことって可能ですか。（「休憩を取れば」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後4時40分休憩

午後4時45分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

岩田委員。

○岩田委員 今のところで、特に東郷公園と四番町の工事について。

○岩佐委員長 東郷公園と四番町、令和7年度予算に関わるその件についての予算の範囲内で資料を元副区長、あれ、元議長、官製談合事件と関わりのある資料を出していただきたいということなので、あとは要求者……。 （発言する者あり）

また、暫時休憩します。

午後4時45分休憩

午後4時50分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

じゃあ、岩田委員からじゃなくて、答弁からお願いします。

○村木政策経営部長 令和7年度予算に関します該当する資料はこちらではございませんので、ご提出することはできないというふうに考えております。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 何もないんですか、全く。

○村木政策経営部長 ご指摘がありました東郷公園、あるいは四番町の施設、こちらについては当然工事費等は計上されておりますので、その予算についての資料はございます。

○岩佐委員長 では、岩田委員、工事についての資料でよろしいですかね。あとは岩田委員の中でやっていただければと思いますけれども。

ほかに。岩田委員、まだあるんですよね。

○岩田委員 公民権停止の話で、過去10年の戸籍数、住民票の数、公民権停止の年間の件数、これあればそれぞれ事件当時の在住の別。そして公民権停止の法的な意味。で、今回のミスの原因分析。そして全国戸籍連絡事務会の歴代メンバーの分かるもの。（発言する者あり）

○印出井地域振興部長 ちょっと全部聞き取れていなかったんですけど、あ、全部じゃない、一部聞き取れなかったんですが、前半の戸籍数とか住民票数というのは、ちょっと私意味が分からないので、変動しますから、戸籍の種類とか住民基本台帳の種類とかということなんでしょうとちょっと分からないんですけども、いつの時点とかということなのか、ちょっとその辺をご教示いただければというふうに思います。後半の、すみません、一部聞き取れなかったので、戸籍連合会のこれまでの歴代の会長ですか。そういったことについ

ては我々も当然承知していますので出せるかなと。それから、今回の大変申し訳ない事態でございますけれども、それについての原因と今後の対応策については議会答弁でもお答えをしましたけれども、また、常任委員会のほうでもご報告しましたけれども、その辺りを資料にまとめるということは可能かなというふうに思います。

○岩佐委員長 じゃあ、調整して出せるものを出してください。

ほかに資料を要求される方は。

○富山委員 保健福祉部の風ぐるまについて資料要求いたします。次年度予算に関連するところとして、令和6年度に購入しました電気バスの故障や欠陥などがあったかどうか。そしてその修理にかかった期間や費用をお知らせください。そして、それに伴って令和7年度までの過去5年間の予算と執行率が出ている場合は執行率まで出してください。で、昨年の購入費についても、補助金は何%あったか、どこからあったかなども教えていただきたいくて、で、購入した場合のバスの所有権というのはどちらに所属するのかというのでも資料で示してください。お願いいたします。

○窪田福祉総務課長 確認してご用意してご調整の上、提出させていただきたいと存じます。（「総括」と呼ぶ者あり）分科会でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○岩佐委員長 明日ですけど、大丈夫ですか。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）

○窪田福祉総務課長 はい。作成いたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

○のざわ委員 風ぐるまの関連で、過去5年で1人当たりの費用が知りたいんで、乗客人数と、その使ったお金でしょうか、可能でしたら、よろしくをお願いいたします。（「利用率も……」と呼ぶ者あり）

○窪田福祉総務課長 作成してご用意させていただきます。こちら総括までということではよろしいでしょうか。

○岩佐委員長 総括まででよろしいですね。（発言する者あり）

○牛尾委員 住宅関連で二つほど。一つは、区内の区営住宅、区民住宅のポストに封がしてあって活用されていない状況もあります。各住宅ごとの空いている部屋数、その空いている主な理由が分かるもの。これが一つ。で、いま一つが、全住戸数における公共住宅の割合と区営、区民住宅の割合、23区平均、千代田区も含めた都心4区については各区の数字が分かるもの。お願いします。

○神原環境まちづくり総務課長 住宅に関する資料要求は調整の上、出させていただきたいと思いますが、総括までということではよろしいでしょうか。承知いたしました。

○小枝委員 まず1点目が、災害ごみの仮置場を含めた置場の想定量、それから場所、種類、マップですね、あと考え方、あとは候補地という、まだ足りないのは明らかなので、候補地などあれば、千代田区全体の考え方が分かるような基本的なマップにしたものを出していただきたい。この間、日経新聞でも自治体の23区の6割以上がないということで、こういう新聞「災害ごみ置場不足」ということで、千代田区はどうなっているのかと、以前に出してもらったことがあるんですけども、現在状況をもう少し区民に分かりやすく出していただきたい。生活ごみなのか災害ごみなのか。そして一時置場なのか仮置場なのかというようなところが分かるようなものを出していただきたい。それが1点目。

一個一個か、それとも全部言っちゃいますか。

○岩佐委員長 一個一個やります。

○神原環境まちづくり総務課長 災害ごみに関する資料につきまして調整の上、総括でよろしいでしょうか。

○小枝委員 結構です。

○神原環境まちづくり総務課長 提出させていただきたいと思います。

○小枝委員 2点目が、契約制度の変更履歴を約10年で出していただきたい。なぜそのことを聞くかという、優先業種登録要綱とか、それから予定価格の事前公開であるとか、いろんな変化が出てきていると思うんですけども、官製談合に関わって、前副区長が編み出したというような解説をしているということを聞きましたので、で、先ほどから今回の予算に関係ないという声があるんだけど、こうした積み重ねの中に現在があるわけでありまして、これからの契約制度をどうしていけばいいかということを考える際に、このゆがめられた履歴事実を検証しないと現状をたどすことはできないわけです。その10年間の履歴を出していただきたいとともに、そこに関わって分かりやすい、公園に関して平成29年の東郷公園、平成30年の九段坂公園、令和4年の錦華公園、この予定価格と落札価格と落札率と落札者を出していただきたい。そしてもう一つ、建築のほうに関わって平成27年の麴町保育園、同じく九段小・幼稚園、それから平成29年の麴町仮住宅、この3点が出てくると、この契約制度の変更がどうあって、これからどうあったらいいかということが新たな平成7年の予算を考える上で非常に有効だと思うので出していただきたい。

○岩佐委員長 何か聞けば聞くほど再発防止な感じもしなくもないですけども、予算の範囲ということで、時間は有限なので、ちょっとそこはご協力いただきながらやっていたくと思いますけれども、資料のほうは今限定された案件で出せますか。

○中田行政管理担当部長 ちょっとまた小枝委員と確認をさせていただいて、できる範囲でご準備のほうはさせていただきたいと思います。

○小枝委員 再発防止に入っていない議員としては、再発防止が結論が出るまで予算に関してチェックすべき事項をチェックできないというような委員長からの仕切りがあるのは、それでは……

○岩佐委員長 いや、予算に関することに関してはもちろん言っていただいて。

○小枝委員 私はだから令和7年の予算の使い方に関わることだからという前置きをしましたけれども、いけませんか。

○岩佐委員長 今後の今までの契約を全部見直さないとみたいな話を……

○小枝委員 全部とは言っていないです。だから例示したんで。

○岩佐委員長 じゃあ、まあ、その範囲内でどうぞおやりください。

○小枝委員 3点目が、神田警察通りに関する資料です。1点目、先ほど補正予算でも言いましたけれども、弁護士代と警備員代のこれまで何に幾ら使ったか。それから、下請ということで、例えば管工事屋であるとか植木屋であるとか、そういったどこに下請業者に仕事を出すのかということが区のほうで把握していればその内容、公契約条例もあるので把握していないとできないことだと思うので、その点が2点目。

それから、先ほど言った2月6日ですかね、区民からの要望書、そして一緒に、これはプレスリリースですって言うことなんですけれども、令和5年4月18日配信の暴

力的な行為ということに関するプレスリリースの資料。それはもうプリントアウトしてくれば結構です。で、同じく令和7年2月5日のホームページにリリースした事項ですね。それは常任委員会じゃなくて分割審査の中で使えるかなと思うので日程的には。どれも難しいものは一つもないので即座に出していただきたい。（発言する者あり）自動車走行空間というんですか、それに関する資料として整えていただきたい。お願いします。

○神原環境まちづくり総務課長 今、神田警察通りに関する資料要求がございましたけれども、分科会までということでございますので、ちょっと調整させていただいて、提出できるものはご提出させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 ほかにまだ資料、まだ小枝委員ありますか。

○小枝委員 4点目です。これは区議会事務局に宛ててということになるのか、議長にということになるのかかもしれませんけれども、岩田委員が議長宛て、もしくは委員会宛てに提出した副区長の供述調書についてのメモを共有をしていただきたい。これは本会議場で恣意的切取りというような、そうした答弁があったように記憶するんですけども、実はこの調書というのは、簡単にとっってはなんですけども、岩田委員の後に名前を並べれば、もう誰でも委員会の方であればもう見に行けるんですね。行けるんです、再発防止の委員会の委員であれば、その同じスタイルで出せば。なので、その言葉だけが恣意的切取りという論拠のない確認もしない、そういう形で言葉だけが独り歩きしていく千代田区の風土そのものが令和7年度の予算をどう考えていくかという非常に重要なことになるので、まず岩田委員の提出されたものを共有化いただきたい。これは、公開しなくても内々の資料ということでも結構です。

○岩佐委員長 休憩します。

午後5時06分休憩

午後5時25分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほど小枝委員からの資料要求についてなんですけれども、事務局のほうは資料を受け取った主体じゃないため出せないとのことなので（発言する者あり）客体というか、受け取っていないので出せる主体として出せないということなんですけれども。議会事務局、先ほど。

議会事務局長。

○石綿区議会事務局長 小枝委員の先ほど要求を頂きました議長宛ての供述調書メモということでございますが、こちらは再発防止の委員長、その他、議長宛てにお出しを頂いているメモのことだと思っておりますが、こちらは所属委員からのまずは委員長宛てということもありましたので、委員長にお預けをしているような状況でございます。お取扱いに関してはまだ未定となっております。したがって、事務局としてはご答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 事実行為として岩田委員が区議会議員としての公益性を背負って地検に行ってきた。そして地検に行ってきた内容を、そもそも認められたのが公益性があるということで、区議会へ報告するのであれば、それは公益性が高いということで認められた。それは事実の確認を怠ってはならない。今回の事実を確認をして再発防止対策を練らなければ、

そこに重大な事実のそごがあっては、各自治体におけるこうした官製談合やあっせん収賄について正しい方針が出ないであろうということの見地に基づいて公益性が評価されたということなんですね。

現実には岩田委員が聞いたところによると、2月の3日に提出、認められて、2月の3日に岩田委員の名前で提出して、2月の4日にもう認められたということなんです。つまり、何でしたっけね、本会議で言われたような恣意的な切り取りみたいな、ああいう事実に基づかないまた答弁をそのまま放置をすれば、現実の千代田区が、ゆがんだ、事実に基づかない状況のまま令和7年の予算執行に当たるということになってしまうので、そこはやっぱり避けなければならないという公益性を千代田区議会全体も背負っているし、千代田区の行政の区議会はしもべではないわけだから、これは事実がどうであるかということから目を背けてはいけなくて、犯罪であるかどうかということはありません。それは警察がやることです。私たちがやることは、しっかりと事実に基づいて判断をし、再発防止の対策をつくるということですので、そのために自ら働いて岩田委員がやったことについて、私としてはここで資料を共有化してもらいたいと。本会議場でも議会に報告するとともにとおっしゃる。だからもらいたいけれども、今、再発防止の委員会のほうでもまだ協議中であるということであれば、その中でやり取りというのを総括よりは前に位置づけられておりますので、そのところも見守りながら、ぜひ総括の流れの中に、区民に分かりやすく、やっぱりこれは区民生活に直結することなんですね。足元がふらふらではやっぱり信頼されない。だからそのところは何らかの方法をもって共有化されることをお願いしたいと思いますし、それが無理であれば、私としては口頭で口述でその部分を伝えていくしかなくて、その部分がまた長くなるということに関しては、皆さんと共有化されていないがゆえにそうになってしまうということでご理解いただければというふうに思うところですよ。

以上です。

○岩佐委員長 委員会審査独立というのもありますので、まずそちらのほうでちょっと議論していただいて、特に資料の取扱いについて議論していただいて、それで小枝委員のほうでご発言いただくということは、そこはもちろんなるべく端的に言っていただきたいと思います。

ほかに資料の要求ございますか。

○桜井委員 旧箱根千代田荘の件について資料要求をいたします。旧箱根千代田荘については、今回の当初予算の中で2,400万円の解体費用が計上されております。旧箱根千代田荘については、その存続・活用をどうするかということで長年にわたって議論をしているところでございまして、今回こういう形で母屋の解体ということで2,400万の計上があるということです。資料は、箱根千代田荘の活用についての方向性、庁内では現時点でどのような活用をすることに決まっているのか。その経緯と結果が分かるような資料をできれば時系列的に整理をしてお示しを頂きたいと思っております。総括までに資料をご提供いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○赤海コミュニティ総務課長 総括までということで、時系列ということでご準備をさせていただきたいと思っております。

○桜井委員 はい。よろしくお願いいたします。

○米田委員 午前中も議論があったんですけど、中高生世代応援手当とか次世代育成手当とか、様々な給付金に対してどこまで課税があるか、雑所得であったり一時所得であったり、また生活保護の方だったら収入認定されるのかとか、そういったのが分かりやすい一覧があれば頂きたいと思います。

○加藤子ども総務課長 今、米田委員からおっしゃっていただいた資料をなるべく早くお作りしましてお示しできるようにさせていただきたいと思います。できれば分科会で思っております。

○米田委員 僕はいないけど。

○春山委員 米田委員の関連で、給付型奨学金と給付型の事業の一覧と、そこにかかる事務手数料と事業者名の一覧を頂けますか。

○岩佐委員長 えっ、出ないのかな。結構横断的に。あれっ、これは出せない。ますよね。子ども総務課長。

○加藤子ども総務課長 今おっしゃっていただいた、春山委員から言われた給付型の事業というのは、具体的に、今まで子育て世帯に関するものであったり、あと福祉のほうであったりするものが多数いろいろあるかと思うんですが、そういったものの全庁的な一覧表ということでございましょうか。

○春山委員 はい。

○加藤子ども総務課長 ちょっと、政策経営部とちょっと相談しながら、春山委員にもちょっとすり合わせのほうをお願いしながら、できれば総括までにと 생각합니다。

○春山委員 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 先ほどの財政のことは言いましたけど、やっぱり人、物、金、情報ということになりますので、採用状況ということを確認したいと思います。特に一般、そして専門職の方の中では、技術、保育、土木とかということで、その内訳があるのであればその採用状況を約10年間お示しいただければと思います。と申しますのも、職員定数条例を踏まえまして、約10年近く結局は採用を控えていたと。それについて5年間はゼロだった、3年間だったかな、ちょっとそこは覚えていない。そこがかなりいろいろマンパワーのところについてはボディーに効いているのかなと思います。そして加えて、今の状況で産休、そしてまた育休、介護休、これを含めた実態が分かるものの資料をご提供いただきたいと思います。で、そこに付随する人件費並びにDXのシステム経費について、結局は、今後、人、その分について、私はDXをやったからといって人の削減だとか何とかというのは難しいとは思いますが、そのところの10年ほどのDXの経費について、すごい金額になっていますから、この辺の経費の分かるものを資料としてほしいんですけど、まず一つです。

○岩佐委員長 既に二つじゃん。

○はやお委員 まず一つ。

○岩佐委員長 DXと言った。

○神河人事課長 先ほど資料要求のございました過去10年間の採用状況が分かる資料、それから、加えて昨今の産休・育休、また介護休暇、こういったものの取得等に関する資

料につきまして、どこまで提供できるか確認をいたしまして、ご相談させていただきながら準備させていただきます。

○はやお委員 あと、DXも。（発言する者あり）

○岩佐委員長 デジタル担当部長。

○夏目デジタル担当部長 今、DXとシステム関係経費ということなんですが、DX戦略が始まって以降ということであればご用意できるかなと思いますので、ちょっと調整させていただければと思います。総括までにご用意したいと思います。

○はやお委員 いいですか。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 決して否定することではなくて、本当にマンパワーが足りているのかということを確認したいということです。あと同様に、ここについては先ほどの不用額ということがありますので、同じ形で10年ほど、ここで一番知りたいのは投資的経費による不用額と経常的経費の不用額というのが分かるものが頂きたいんですけど、そして加えて繰越明許の費用がこの10年間どのように推移されているのかの一覧表を頂きたいんですけど、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 これは出せるね。

財政課長。

○中根財政課長 繰越明許の額のほうの一覧は、それほど資料を見れば作れるかと思いますが、投資的経費の不用額等々につきまして、ちょっとどこまでできるかというところがございますので、ちょっと資料をどういう形にするかと、ちょっとご相談させていただければと思います。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 結局はこのところも不用額ということはマンパワーの問題があるか、お金の問題があるかということです。そしてやっぱり一番マンパワーがかかってくるというのが公共施設整備にかかってくるので、このところの特に主に施工に関すること、例えばそのところについては指定管理制度だとか何かというところは実際の運用になりますから投資的経費に近い。この辺のところによってどういうように投資的経費を算出しているのか。特にどこの視点かということ、民間開放の在り方で、例えばPFIを活用すると実際のところお金で解決しちゃうんですね。そうすると人が要らないとか、そういうところはどのくらい検討されているのか分かる資料をお作りください。これは村木さんがしっかりと、縦横斜め、確認した上で今回の予算はつくっておりますと自信を持って全協で話していますので、その資料、できるかどうかお答えいただきたい。

○中根財政課長 すみません。ちょっと調整の上、どんな資料かお話しさせていただいて、お作りしたいと思います。

○はやお委員 先ほどの話にもつながりますが、第4次基本構想が終わった以降、基本計画がない中で複数年の予算ということでした。今、口頭での説明であつたら分からないんですね。ですから、第4次基本構想の前後も含めて、複数年のところの変更、修正、それで金額、その理由等々について分かる資料を作っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○御郷企画課長 またご相談させていただきながら作りたいと思います。

○はやお委員 最後ですね。日比谷エリマネの住民訴訟が行われまして、令和6年12月の20日、私のほうでは、今回の一般質問で、その資料について原告側から頂いたんでいいよと言われているんですけども、当然区側も持っていますから、第1回弁論準備手続調書、これについて共通の資料にしたいと思いますが、用意できるかどうか、お答えください。

○岩佐委員長 休憩します。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

総務課長。

○佐藤総務課長 ご指定の資料につきましては、どこまでお示しできるかも含めまして確認しまして、委員とご相談しながらご準備させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 調整してください。これは総括まででいいんですよね。

○はやお委員 全部総括までに。

○岩佐委員長 全部総括までということで、よろしくお願いします。

春山委員。

○春山委員 まず一つ目、手短かにいきます。

先ほどから質疑させていただいている千代田区の非課税世帯、非課税の人数、それと外国籍と生活保護者数、そのうちの外国籍数と、非課税世帯に自己負担なしという事業が多くあると思うんですけども、その事業一覧を頂きたいです。

続けてもいいでしょうか。いいですか。

○岩佐委員長 今の非課税世帯と人数など、これは出せますよね。

○窪田福祉総務課長 今、春山委員のおっしゃっていただいた資料のうち、生活保護の人数、そしてそのうちの外国人の数につきましては、ご調整の上、可能な限り資料をご準備させていただきます。

○印出井地域振興部長 住民税の非課税世帯の資料については、先ほども口頭でお答えしましたけれども、調整してどういったものにするか、確認してご提出したいと思います。

○岩佐委員長 これは総括まででいいんですよね。

○春山委員 あと、各部署にまたがってしまうので、どなたにお答えいただけるのか分からないんですけども、非課税世帯は自己負担なしというふうに区で全負担している事業がどのくらいあるのか。

○岩佐委員長 各課で出してもらえればいいんですよね。

財政課長。

○中根財政課長 全部の部、課、係にちょっと照会して抽出していただいてと思われますので、ちょっと相当お時間はかかる、総括ですよね。ちょっと、なかなか厳しいかもしれないんですが。（「調整」と呼ぶ者あり）

○春山委員 調整して。

○岩佐委員長 ちょっと調整して。

○中根財政課長 分かりました。ちょっとご相談させていただければと思います。

○岩佐委員長 はい。出せる範囲で。傾向が見ればいいんですよね。

○春山委員 はい。

あと、続いて2問目、3問だけです。各公共施設の管理費と委託先一覧を頂きたいです。幾つかの施設でまとめて包括で施設管理をしている事例があるかないかも併せてお願いします。

○夏目財産管理担当部長 区有施設の管理と委託先一覧、それから包括的に委託しているものがあればその情報ということで、区の施設について各施設管理者ということで、各所管課がございしますが、そことも調整の上、必要な情報をまとめたいと思います。総括までということでよろしいですか。

○春山委員 最後になります。どういう形で資料化していただけるのか、時間的なものもあんまり負担を皆様にかけてくはないんですけれども、庁内の各事業でイベント案内等を配付される紙資料にかかっているものを可視化したいというか、その状況を知りたいです。各事業の印刷物、案内ですね。告知用の印刷物の部数とコスト、で、もし外注しているのであればその発注先なり発注しているコストをできる範囲で構わないので頂けますか。

○佐藤総務課長 印刷室で印刷しているものとか、ちょっと外注されているものは各課の調査になるので、総括までにご用意できるか分からないんですが、何かしら調べましてご相談しながらご準備したいと思います。

○春山委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに資料要求される方はいらっしゃいますか。

○白川委員 一つだけです。神田警察通りについて、反対派の反対運動によってどれくらいの費用が奪われたかというのをぜひ資料を下さい。小枝さんのついでに多分作れると思いますので、ここまでかかった費用、そしてここまでできているもの、それを差し引けば反対派の邪魔によって失われた区民の血税というのが数字で分かると思います。概算で構いません。あるいは推測、あるいは解釈で構いませんので、何らかの数字を頂ければと思います。

○神原環境まちづくり総務課長 白川委員とご相談の上、資料のほうは調整させていただきたいと思います。

○池田委員 今回の予算拡充になっている出産・子育て支援に係る資料が欲しいんですけれども、分科会でやらせていただきたいのでお願いいたします。

○窪田福祉総務課長 ご調整の上、分科会までにご準備させていただきます。

○岩佐委員長 ほかに資料を要求される方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。それでは、資料の準備、よろしくお願いいたします。

日程1については、本日はこの程度で終了いたします。

すみません。先ほど米田委員の要求された資料については、総括までということで大丈夫ですね。

○米田委員 分科会長がよければ、分科会でやらせてもらいます。

○岩佐委員長 はい。総括でお願いいたします。

次に、日程2、分科会の設置についてですが、令和7年度各会計予算案の詳細の調査は、先ほどお示ししたとおり三つの分科会を設置してお願いすることとします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 そのほか、委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 理事者の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 次回の本予算特別委員会は、3月21日金曜日午前10時30分から開会いたします。

本日は、この程度をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後5時48分閉会